

# 第50回 鳥取地方労働審議会

日 時 令和8年3月11日（水）

10時00分～12時00分

場 所 鳥取労働局 4階会議室

## 会 議 次 第

### 開 会

1 鳥取労働局長あいさつ

2 議事

(1) 鳥取県和服縫製業最低工賃の改正の必要性の有無に関する報告等について

(2) 鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画について（報告）

(3) 令和7年度鳥取労働局行政運営状況について

(4) 令和8年度鳥取労働局行政運営方針（案）について

(5) その他

### 閉 会

## 第50回 鳥取地方労働審議会 出席者名簿

令和8年3月11日

地方労働審議会委員（会長代理）	足立 珠希
地方労働審議会委員	木原 奈穂子
地方労働審議会委員（会長）	多田 憲一郎
地方労働審議会委員	土居 裕美子
地方労働審議会委員	中野 聡
地方労働審議会委員	門木 秀幸
地方労働審議会委員	浅山 里奈
地方労働審議会委員	河村 正之
地方労働審議会委員	杉元 亜紀
地方労働審議会委員	寺田 真里
地方労働審議会委員	山崎 睦
地方労働審議会委員	山下 浩二
地方労働審議会委員	見生 政和
地方労働審議会委員	澤 雅子
地方労働審議会委員	竹上 順子
地方労働審議会委員	西村 知巳
地方労働審議会委員	橋本 真弓
地方労働審議会委員	森 英司
労働局長	山下 禎博
総務部長	大原 竜太
雇用環境・均等室長	岡田 節子
労働基準部長	高橋 秀寿
職業安定部長	森脇 隆臣
総務課長	松浦 亮平
総務企画官	田中 裕一
労働保険徴収室長	清水 仁志
監督課長	古山 知諒
賃金室長	中塚 隆
健康安全課長	丹生 伸英
労災補償課長	寺内 大次
職業安定課長	三澤 正和
職業対策課長	荻原 晃
訓練課長	山本 直美
雇用環境改善・均等推進監理官	中島 章文

# 第50回 鳥取地方労働審議会 席次表

( 公益代表委員 )

門 木 委 員	中 野 委 員	土 居 委 員	多 田 委 員	木 原 委 員	足 立 委 員
------------	------------	------------	------------	------------	------------

(労働者代表委員)

淺 山 委 員
河 村 委 員
杉 元 委 員
寺 田 委 員
山 崎 委 員
山 下 委 員

(使用者代表委員)

見 生 委 員
澤 委 員
竹 上 委 員
西 村 委 員
橋 本 委 員
森 委 員

(司 会)

総務企画官	雇用環境・ 均等室長	労働基準 部 長	労働局長	総務部長	職業安定 部 長
田 中	岡 田	高 橋	山 下	大 原	森 脇

総務課長	雇用環境改善・ 均等推進監理官	健康安全 課 長	監督課長	職業安定 課 長	職業対策 課 長
松 浦	中 島	丹 生	古 山	三 澤	荻 原

労働保険 徴収室長	賃金室長	労災補償 課 長	訓練課長
清 水	中 塚	寺 内	山 本

( 記者席・傍聴席 )

記者		傍聴		
----	--	----	--	--

**【メモ】**

# 第50回 鳥取地方労働審議会

## 資 料

開催日時	令和8年3月11日（水） 10：00～12：00
開催場所	鳥取労働局4階大会議室

# 資 料 目 次

## 資料No.

- 1 鳥取地方労働審議会委員名簿
- 2 鳥取県和服裁縫業最低工賃の改正の必要性の有無に関する報告等について
- 3 鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画に関する報告書
- 4 令和7年度鳥取労働局行政運営状況について
- 5 就職支援サービスコーナーの案内
- 6 雇用管理改善等コンサルタントの活用
- 7 人材開発支援助成金チラシ
- 8 わかもの支援コーナー案内
- 9 鳥取県における令和7年「障害者の雇用状況」集計結果
- 10 鳥取所各コーナー紹介チラシ
- 11 令和7年労働災害発生状況（速報）（令和8年1月末現在）
- 12 ハラスメント相談状況
- 13 令和8年度鳥取労働局行政運営方針（案）について

# 鳥取地方労働審議会委員名簿

令和8年1月7日現在

## 公益を代表する委員

会長代理	足立 珠 希	足立珠希法律事務所 弁護士
	木原 奈穂子	鳥取大学農学部 准教授
会長	多田 憲一郎	鳥取大学地域学部 教授
	土居 裕美子	鳥取看護大学看護学部 教授
	中野 聡	中野社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士
	門木 秀幸	公立鳥取環境大学環境学部 准教授

## 労働者を代表する委員

	浅山 里奈	UAゼンセン鳥取県支部 支部長
	河村 正之	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 事務局長
	杉元 亜紀	情報産業労働組合連合会鳥取県協議会 事務局長
	寺田 真里	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長
	山崎 睦	全日本運輸産業労働組合鳥取県連合会 執行委員長
	山下 浩二	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長

## 使用者を代表する委員

	見生 政和	株式会社コクヨMVP 取締役統括部長
	澤 雅子	鳥取県商工会連合会 専務理事
	竹上 順子	(株)インタープロス 代表取締役社長
	西村 知巳	一般社団法人鳥取県経営者協会 専務理事
	橋本 真弓	行政書士事務所橋本国際コンサルティング
	森 英司	三和段ボール工業(株) 代表取締役社長

(五十音順)

# 鳥取県和服裁縫業最低工賃の改正の必要性の有無に関する報告等について

## 鳥取地方労働審議会家内労働部会の開催

令和7年12月19日に第17回家内労働部会を開催、審議の結果、全会一致で改正決定することが必要ないとの結論に達した。

(写)

令和7年12月19日

鳥取地方労働審議会  
会長 多田 憲一郎 殿

鳥取地方労働審議会家内労働部会  
部会長 中野 聡

鳥取県和服裁縫業最低工賃の改正決定の必要性の有無に関する報告書

当家内労働部会は、鳥取県和服裁縫業最低工賃の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することが必要ないとの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった家内労働部会の委員は、下記のとおりである。

記

鳥取地方労働審議会家内労働部会委員

公益代表委員

部会長 中野 聡 中野社会保険労務士事務所特定社会保険労務士  
部会長代理 道前 緑 学校法人藤田学院鳥取短期大学生活学科教授  
佐藤 国 国立大学法人鳥取大学地域学部准教授

家内労働者代表委員

淺山 里奈 U.A.ゼンセン鳥取県支部支部長  
山下 浩二 日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長  
吉岡 孝子 一級和裁技能士

委託者代表委員

坂本 陽一 株式会社丸田業務管理部長兼社長室室長  
西村 知巳 一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事  
吉岡 きよ乃 エコホテル株式会社総務部長

鳥取地方労働審議会第17回家内労働部会審議経過

開催年月日	審議の経過	提出資料
令和7年12月19日	1 部会長・部会長代理の選出について 2 和服裁縫業最低工賃に関する実態調査結果について 3 和服裁縫業最低工賃の改正等について 4 その他	1 鳥取地方労働審議会家内労働部会委員名簿 2 家内労働法 3 家内労働法第4条第2項及び第8条第1項の審議会を定める政令 4 家内労働法施行規則(抄) 5 厚生労働省組織令 6 地方労働審議会令 7 鳥取地方労働審議会運営規程 8 鳥取地方労働審議会家内労働部会運営規程 9 鳥取県の最低工賃 10 第15次最低工賃改正計画 11 鳥取県和服裁縫業最低工賃の審議について【上程表】 12 令和7年度 和服裁縫業最低工賃に関する実態調査報告書 13 和服裁縫業最低工賃関係資料 (机上配布資料) 家内労働法(抄)

## 参考 1 : 鳥取県和服裁縫業最低工賃額

### ◎鳥取県和服裁縫業最低工賃【令和6年8月30日発効】

#### 仕立ての業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1枚(帯にあっては1本)につき、右欄に掲げる金額。

品 目	規 格		金 額
	生 地	仕 立 て 方	
振りそで	絹	あわせ	26,400円
留めそで	絹	あわせ(比翼・グシ付き)	29,800円
訪問着	絹	あわせ	21,500円
付け下げ	絹	あわせ	18,400円
長着	絹	あわせ	16,500円
	ケル	ひとえ	9,900円
羽織	絹	あわせ	11,900円
7分コート又は雨コート	絹	あわせ又はひとえ	15,100円
長じゆばん	絹	無双ひとえ	9,400円
	合成繊維	無双ひとえ	8,100円
名古屋帯	絹	8寸まつり	4,300円
		9寸しん入り	5,300円
袋帯	絹	しん入り	5,000円
ゆかた	綿	ひとえ	9,000円

参考 2 : 鳥取県和服裁縫業最低工賃 委託者数・家内労働者数の推移

年度	昭和49	53	57	60	63	平成2	4	6	8	10	12	16	19	22	25	28	令和2	令和5	令和7
委託者数	76	116	80	74	164	146	108	100	113	83	65	31	37	32	29	19	16	12	9
家内労働者数	696	781	489	418	776	641	518	424	438	374	268	119	124	96	71	46	35	23	18

単位(人)

### 参考3：鳥取県和服裁縫業最低工賃額の推移（引上げ額）

品目	規格		金額													
	生地	仕立て方	平成3年度	平成5年度	平成7年度	平成9年度	平成11年度	平成13年度	平成15年度	平成17年度	平成20年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	令和2年度	令和5年度
振りそで	絹	あわせ	18,000円 (2,000円)	19,800円 (1,800円)	20,800円 (1,000円)	21,500円 (700円)	22,100円 (600円)	23,100円 (1,000円)	23,100円 (-)	23,100円 (-)	23,800円 (700円)	24,500円 (700円)	24,500円 (-)	24,500円 (-)	24,500円 (-)	26,400円 (1,900円)
留めそで	絹	あわせ (比翼・グシ付き)	20,000円 (2,000円)	22,000円 (2,000円)	23,100円 (1,100円)	24,000円 (900円)	25,000円 (1,000円)	26,000円 (1,000円)	26,000円 (-)	26,500円 (500円)	26,800円 (300円)	27,700円 (900円)	27,700円 (-)	27,700円 (-)	27,700円 (-)	29,800円 (2,100円)
訪問着	絹	あわせ	-	17,600円	18,400円 (800円)	18,900円 (500円)	19,200円 (300円)	19,500円 (300円)	19,500円 (-)	19,500円 (-)	19,500円 (-)	20,000円 (500円)	20,000円 (-)	20,000円 (-)	20,000円 (-)	21,500円 (1,500円)
付け下げ	絹	あわせ	14,000円 (1,500円)	15,400円 (1,400円)	16,200円 (800円)	16,500円 (300円)	16,500円 (-)	16,500円 (-)	16,500円 (-)	17,000円 (500円)	17,000円 (-)	17,000円 (-)	17,100円 (100円)	17,100円 (-)	17,100円 (-)	18,400円 (1,300円)
長着	絹	あわせ	13,500円 (1,500円)	14,300円 (800円)	15,100円 (800円)	15,200円 (100円)	15,200円 (-)	15,200円 (-)	15,200円 (-)	15,200円 (-)	15,200円 (-)	15,200円 (-)	15,300円 (100円)	15,300円 (-)	15,300円 (-)	16,500円 (1,200円)
	ウール	ひとえ	6,000円 (1,000円)	6,600円 (600円)	6,900円 (300円)	7,000円 (100円)	7,000円 (-)	7,200円 (200円)	7,200円 (-)	7,200円 (-)	7,200円 (-)	7,200円 (-)	7,200円 (-)	7,200円 (-)	7,200円 (-)	9,900円 (2,700円)
羽織	絹	あわせ	9,000円 (1,000円)	9,900円 (900円)	10,400円 (500円)	10,600円 (200円)	10,600円 (-)	11,000円 (400円)	11,000円 (-)	11,000円 (-)	11,000円 (-)	11,000円 (-)	11,000円 (-)	11,000円 (-)	11,000円 (-)	11,900円 (900円)
	ウール	ひとえ	5,500円 (500円)	6,100円 (600円)	6,500円 (400円)	6,600円 (100円)	6,600円 (-)	6,600円 (-)	6,600円 (-)	6,600円 (-)	6,600円 (-)	6,600円 (-)	廃止			
7分コート 又は両コート	絹	あわせ	11,800円 (1,300円)	12,800円	13,400円 (600円)	13,800円 (400円)	13,800円 (-)	14,000円 (200円)	14,000円 (-)	14,000円 (-)	14,000円 (-)	14,000円 (-)	14,000円 (-)	14,000円 (-)	14,000円 (-)	15,100円 (1,100円)
		ひとえ	11,400円 (1,400円)													
長じゆばん	絹	(あわせ) ※無双ひとえ	7,500円 (1,000円)	8,300円 (800円)	8,700円 (500円)	8,700円 (-)	8,700円 (-)	8,700円 (-)	8,700円 (-)	8,700円 (-)	※ 8,700円 (-)	※ 8,700円 (-)	※ 8,700円 (-)	※ 8,700円 (-)	※ 8,700円 (-)	※ 8,400円 (700円)
	合成繊維	無双ひとえ	5,800円 (800円)	6,400円 (600円)	6,800円 (400円)	7,000円 (200円)	7,000円 (-)	7,000円 (-)	7,000円 (-)	7,000円 (-)	7,000円 (-)	7,000円 (-)	7,000円 (-)	7,000円 (-)	7,000円 (-)	8,100円 (1,100円)
名古屋帯	絹	8寸まつり	3,500円 (500円)	3,800円 (300円)	4,000円 (200円)	4,000円 (-)	4,000円 (-)	4,000円 (-)	4,000円 (-)	4,000円 (-)	4,000円 (-)	4,000円 (-)	4,000円 (-)	4,000円 (-)	4,000円 (-)	4,300円 (300円)
		9寸しん入り	4,300円 (500円)	4,700円 (400円)	4,900円 (200円)	4,900円 (-)	4,900円 (-)	4,900円 (-)	4,900円 (-)	4,900円 (-)	4,900円 (-)	4,900円 (-)	4,900円 (-)	4,900円 (-)	4,900円 (-)	5,300円 (400円)
袋帯	絹	しん入り	4,000円 (500円)	4,400円 (400円)	4,600円 (200円)	4,600円 (-)	4,600円 (-)	4,600円 (-)	4,600円 (-)	4,600円 (-)	4,600円 (-)	4,600円 (-)	4,600円 (-)	4,600円 (-)	4,600円 (-)	5,000円 (400円)
ゆかた	絹	ひとえ	-	-	-	-	-	5,700円	5,700円 (-)	6,000円 (300円)	6,300円 (300円)	6,300円 (-)	6,300円 (-)	6,300円 (-)	6,300円 (-)	9,000円 (2,700円)

※ 平成20年度の改正により、長じゆばん〔絹 あわせ〕は、長じゆばん〔絹 無双ひとえ〕に改正されました。

※ 平成28年度、令和2年度は「改正諮問見送り」となりました。

※ 各年度において工賃額が改定された品目を色塗りにしています。

## 参考 4 : 全国の和服裁縫業最低工賃一覧

品目	規格		鳥取	北海道	青森	島根	広島	熊本
	生地	仕立て方						
			R6.8.30					
振りそで	絹	あわせ	26,400円	H1 4.3.22 23,000円	H1 5.5.1 22,900円	H1 6.7.4 23,000円	R7.8.27 25,000円	H1 3.4.21 23,800円
留めそで	絹	あわせ (比翼・グシ付き)	29,800円	25,000円	26,700円	26,100円	28,000円	26,400円
訪問着	絹	あわせ	21,500円	16,500円	19,300円	20,300円	23,000円	18,000円
付け下げ	絹	あわせ	18,400円		15,500円	17,000円	16,000円	16,000円
長着	絹	あわせ	16,500円	13,500円	13,300円	14,800円	14,000円	13,400円
	ウール	ひとえ	9,900円	6,500円	7,300円	7,400円	-	7,600円
羽織	絹	あわせ	11,900円	10,500円	10,700円	10,500円	12,000円	11,900円
7分コート 又は雨コート	絹	あわせ	15,100円	13,500円 ※道行コート	13,900円	13,800円	16,500円 ※道行コート・ 道中着	14,500円 ※道行コート
		ひとえ		13,500円 ※雨コート	-	-		-
長じゅばん	絹	無双ひとえ	9,400円	7,500円 ※ひとえ	-	-	9,000円	8,600円
	合成繊維	無双ひとえ	8,100円	5,700円 ※ひとえ	-	6,200円 ※ひとえ	-	6,800円
名古屋帯	絹	8寸まつり	4,300円	3,000円	-	-	4,300円	3,400円
		9寸しん入り	5,300円	4,000円	4,500円	4,300円		4,700円
袋帯	絹	しん入り	5,000円	4,000円	4,200円	4,600円	4,200円	4,200円
ゆかた	綿	ひとえ	9,000円	5,300円	5,600円	5,900円	-	5,800円

※ 広島は、R7.8.27付け改正により規格の「仕立て方」の区分がなくなった。

※ 地域別の品目毎の工賃額を比較し、最も高い工賃額を色塗りしている。

参考 5 : 全国の和服裁縫業最低工賃改正状況

	第13次改正計画			第14次改正計画			第15次改正計画			最新改正年月日
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
北海道		改正諮問 見送り		改正諮問 見送り			(改正)			H14. 3. 22
青森		廃止諮問 見送り			改正諮問 ⇨ (改正見送り)			(改正)		H15. 5. 1
島根	改正諮問 見送り			改正諮問 見送り			(改正)			H16. 7. 4
広島			改正諮問 見送り			改正諮問 ⇨ (改正決定)		(改正)		R7. 8. 27
熊本	改正諮問 見送り			改正諮問 見送り			(改正)			H13. 4. 21
山口		改正諮問 見送り			廃止諮問 [廃止決定]	R6.5.25廃止				
長崎		廃止諮問 見送り			廃止諮問 [廃止決定]	R6.4.23廃止				
鳥取		改正諮問 見送り			改正諮問 ⇨ (改正決定)		(改正)		(改正)	R6. 8. 30

令和8年3月2日

鳥取地方労働審議会

会長 多田 憲一郎 殿

鳥取地方労働審議会労働災害防止部会

部会長 多田 憲一郎

第20回労働災害防止部会に関する報告書

当労働災害防止部会は、鳥取県内の労働災害発生状況及び鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画の進捗について、別添1のとおり事務局から報告を受け、別添2のとおり意見を取りまとめたので報告する。

なお、本件の審議に当たった労働災害防止部会の委員は、下記のとおりである。

記

鳥取地方労働審議会労働災害防止部会委員

公益代表委員

部会長 多田 憲一郎 国立大学法人鳥取大学地域学部 教授

部会長代理 中野 聡 中野社会保険労務士事務所  
特定社会保険労務士

木原 奈穂子 国立大学法人鳥取大学農学部 准教授

労働者代表委員

杉元 亜紀 情報産業労働組合連合会鳥取県協議会  
事務局長

寺田 真里 日本労働組合総連合会鳥取県連合会  
副事務局長

山崎 睦 全日本運輸産業労働組合鳥取県連合会  
執行委員長

使用者代表委員

見生 政和 株式会社コクヨ MVP 取締役統括部長

竹上 順子 株式会社インタープロス 代表取締役社長

西村 知巳 (一社)鳥取県経営者協会 専務理事

鳥取地方労働審議会第20回労働災害防止部会審議経過

開催年月日	議事	資料
令和8年2月24日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働災害防止部会長選挙及び部会長代理の指名について</li> <li>2 鳥取県内の労働災害発生状況について</li> <li>3 鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画について</li> <li>4 その他</li> </ol>	<p>【説明資料】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 鳥取県内の労働災害発生状況</li> <li>2 令和7年の労働災害発生状況の分析(翌1月末現在)</li> <li>3 令和7年の高年齢労働者の労働災害、転倒災害の詳細(12月末速報値)</li> <li>4 鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画について(進捗状況)</li> </ol> <p>【配布資料】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画リーフレット</li> <li>2 鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画(本文)</li> <li>3 「労働災害防止」の取組の自主点検について(全業種)</li> <li>4 林業労働災害防止対策の取組状況の自主点検について</li> <li>5 エイジフレンドリーガイドライン</li> <li>6 「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内</li> <li>7 令和7年度版STOP! 冬の転倒災害</li> <li>8 転倒災害が増加! 転倒災害のない職場づくりをお願いします</li> <li>9 外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。</li> <li>10 外国人労働者向け安全衛生教育教材を労働災害防止にご活用ください</li> <li>11 自動車運転者の「安全確保の徹底」にご協力をお願いします!</li> <li>12 はさまれ・巻き込まれ災害を防ぎましょう</li> <li>13 ストレスチェックの導入には産保センターをご利用ください</li> <li>14 ストレスチェックを含めたメンタルヘルス対策に取り組みましょう!</li> <li>15 化学物質管理自主点検表</li> <li>16 職場における熱中症対策の強化について</li> <li>17 死亡災害が増加しています!</li> <li>18 鳥取労働局安全衛生労使専門家会議提言</li> </ol>

# 鳥取県内の労働災害発生状況について

3

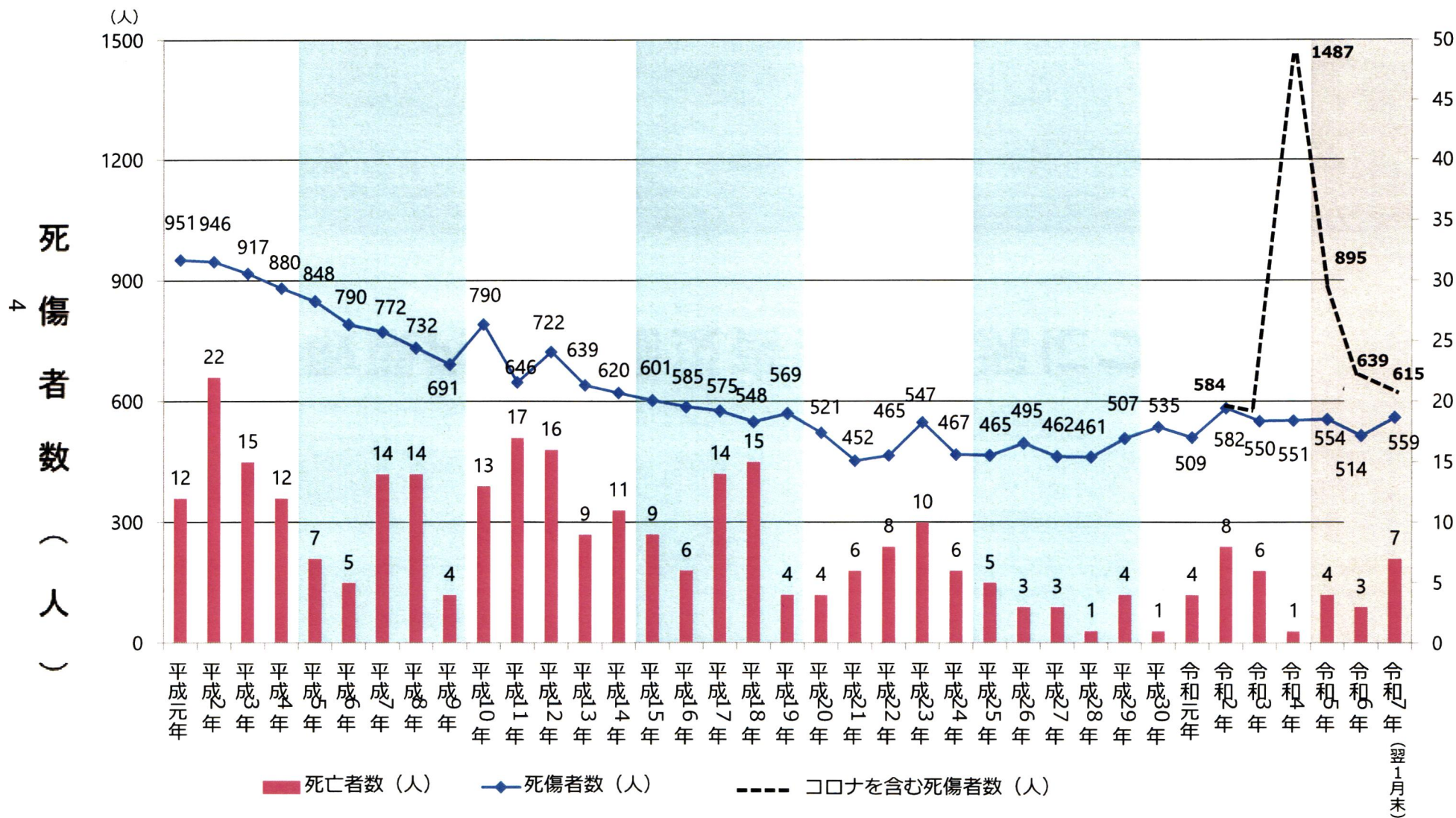
鳥取地方労働審議会  
第20回労働災害防止部会 資料

厚生労働省 鳥取労働局 労働基準部  
健康安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

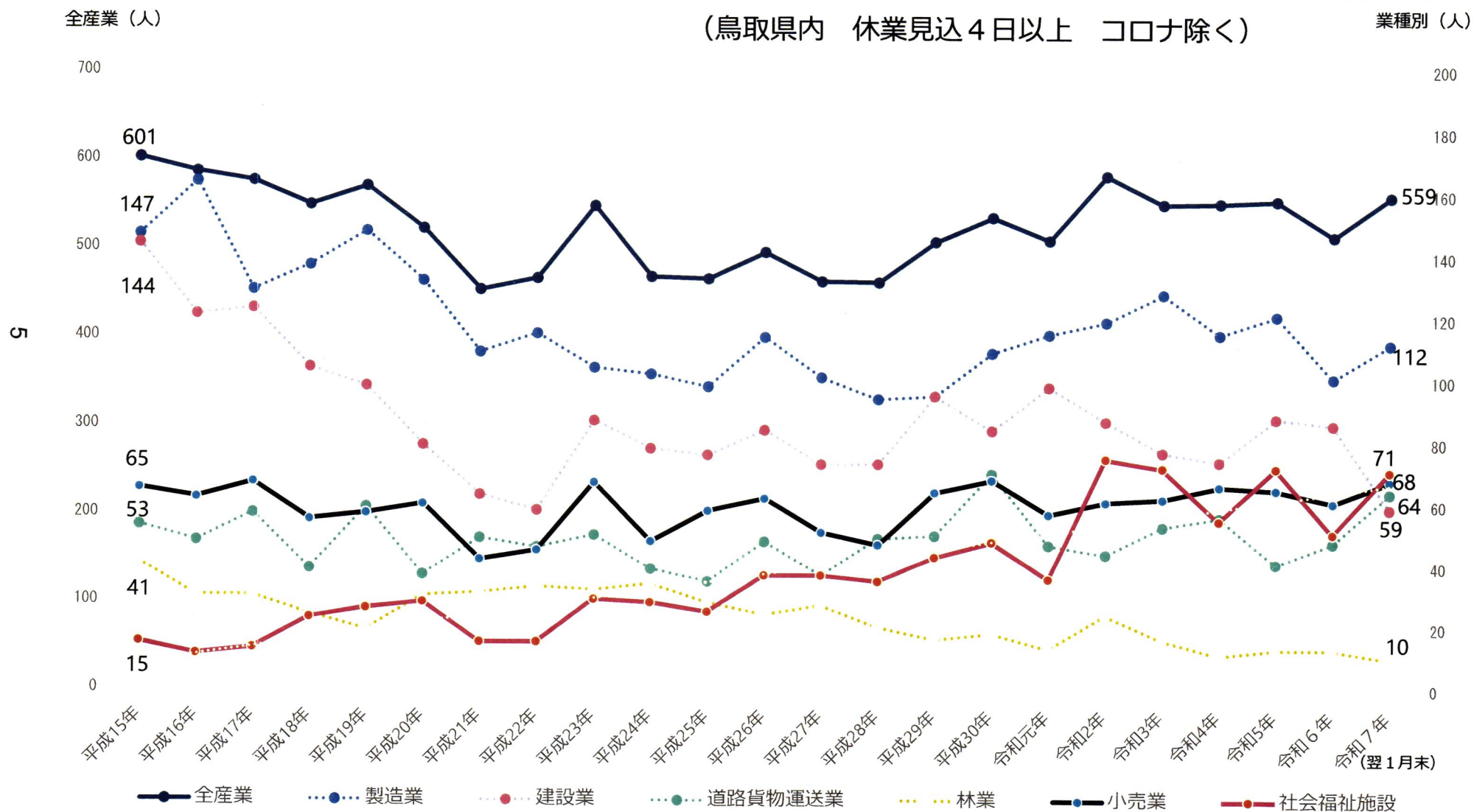
# 1 労働災害発生状況（全産業）

## 死亡者数、死傷者数の推移（鳥取県内 休業見込4日以上）



## 2 労働災害発生状況（業種別）

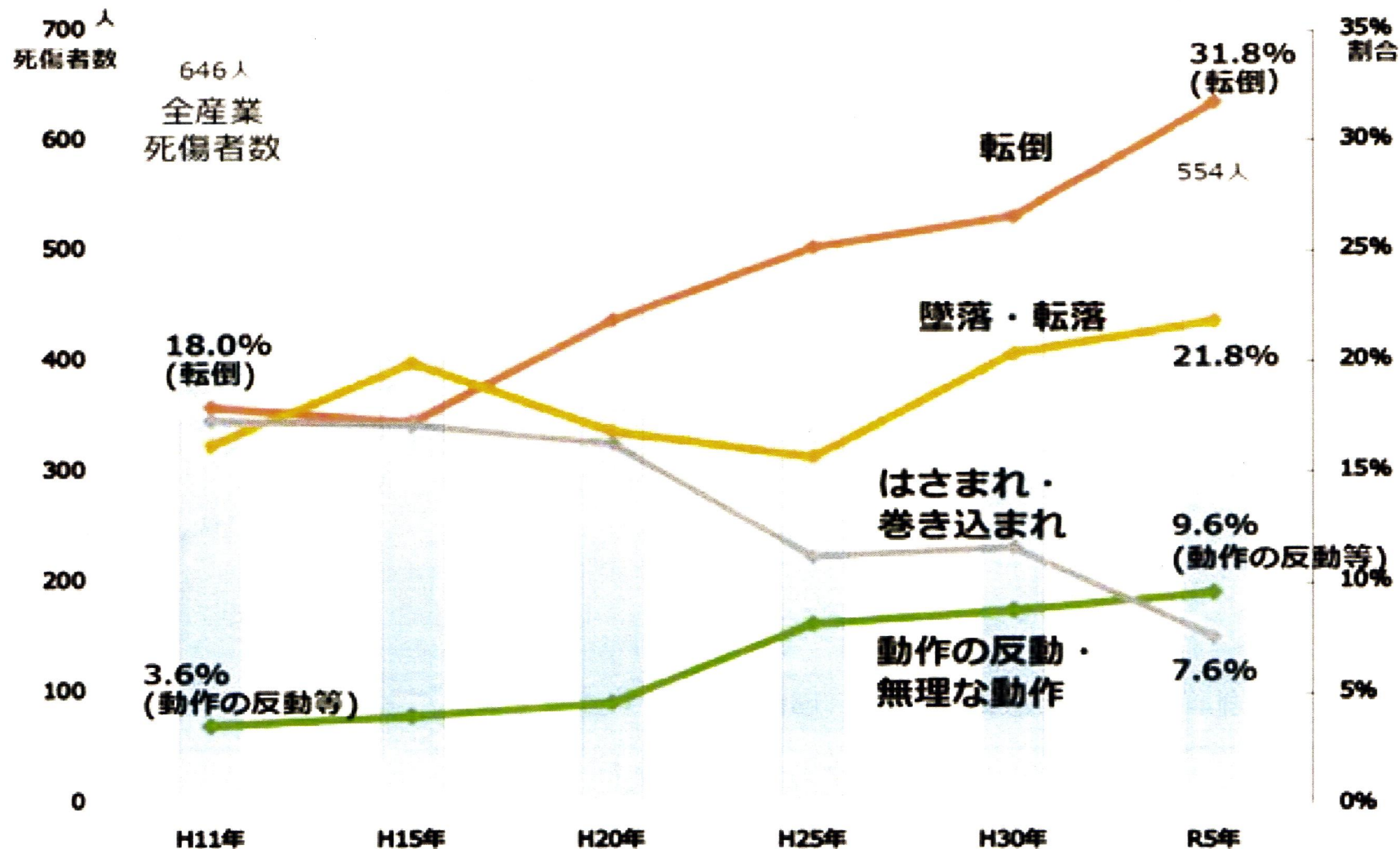
### 業種別の死傷者数の推移



出所：労働者死傷病報告

### 3 労働災害発生状況（主な事故の型別）

#### 5年おき・死傷者数及び事故の型別労働災害発生割合



(鳥取県内 休業見込4日以上 コロナ除く)

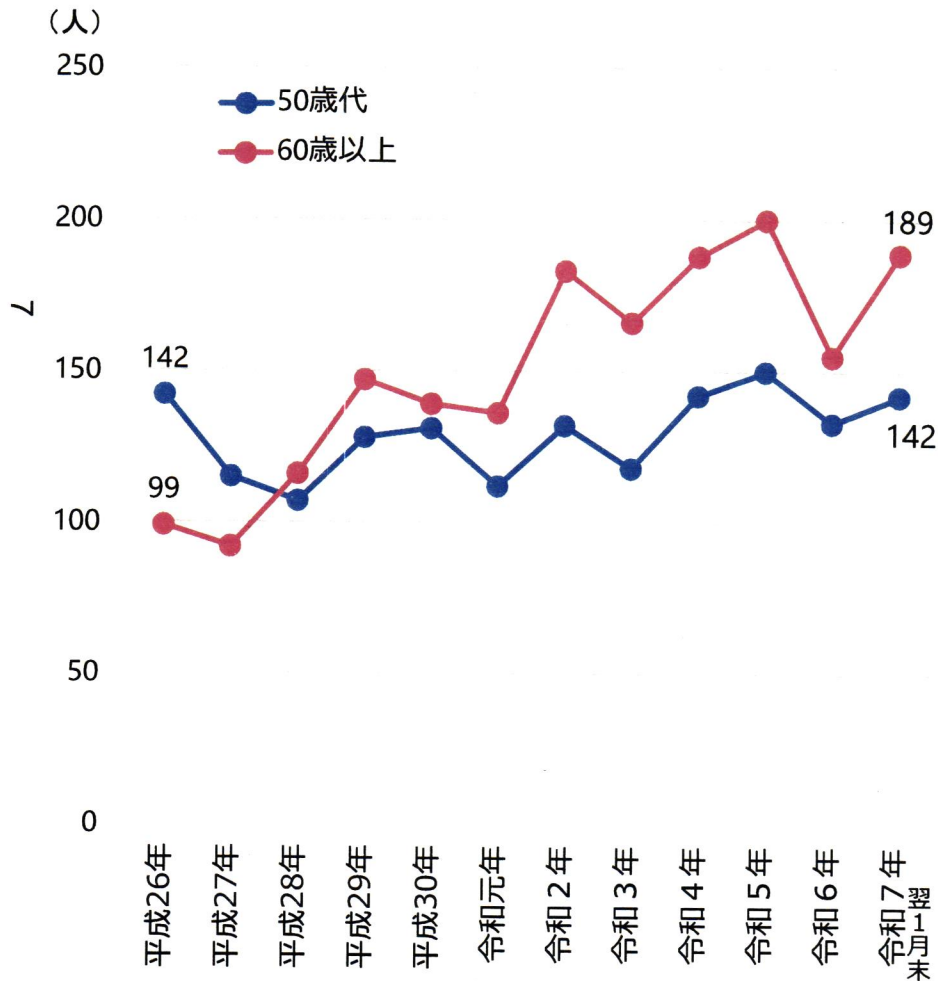
出所：労働者死傷病報告

# 4 労働災害発生状況（年齢別）

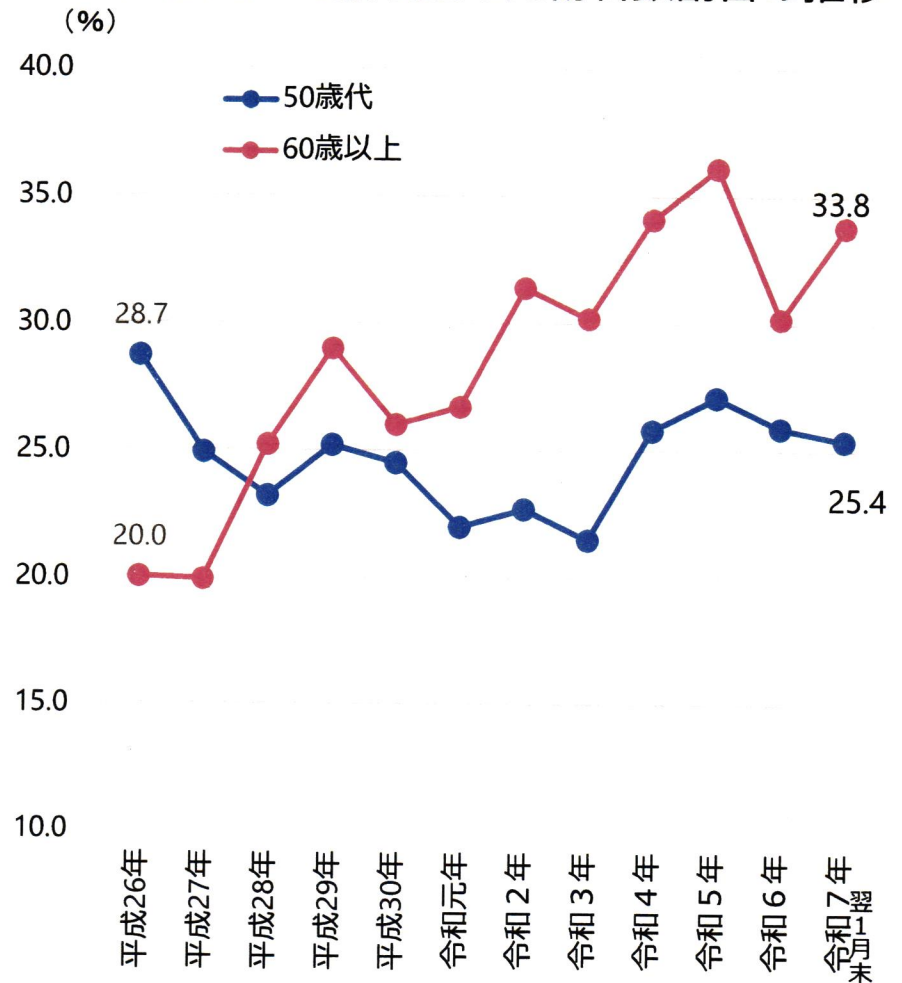
## 「50歳代」、「60歳以上」の死傷者数等の推移

（鳥取県内 休業見込4日以上 コロナ除く）

50歳代、60歳以上の死傷者数の推移



50歳代、60歳以上の死傷者数割合の推移



出所：労働者死傷病報告

# 5 令和7年（翌1月末速報値）の労働災害発生状況

令和7年労働災害発生状況（速報）

令和8年1月末現在 鳥取労働局

業種別	合計				鳥取署				米子署				倉吉署			
	令和7年	令和6年	増減数	増減率(%)	令和7年	令和6年	増減数	増減率(%)	令和7年	令和6年	増減数	増減率(%)	令和7年	令和6年	増減数	増減率(%)
	死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数		
全産業	(7) 615	(1) 613	2	0.3	(1) 201	(1) 210	-9	-4.3	(4) 307	292	15	5.1	(2) 107	111	-4	-3.6
うち新型コロナを除く	(7) 559	(1) 490	69	14.1	(1) 165	(1) 155	10	6.5	(4) 295	241	54	22.4	(2) 99	94	5	5.3
製造業	112	97	15	15.5	32	32	0	0.0	63	53	10	18.9	17	12	5	41.7
木材・木製品・家具装備品製造業	8	5	3	60.0	1	2	-1	-50.0	6	3	3	100.0	1	0	1	*
鉄鋼・金属製品製造業	11	5	6	120.0	6	2	4	200.0	4	2	2	100.0	1	1	0	0.0
機械器具製造業	15	15	0	0.0	5	7	-2	-28.6	6	5	1	20.0	4	3	1	33.3
食品製造業	44	40	4	10.0	8	6	2	33.3	31	30	1	3.3	5	4	1	25.0
上記以外の製造業	34	32	2	6.3	12	15	-3	-20.0	16	13	3	23.1	6	4	2	50.0
建設業	(2) 59	84	-25	-29.8	18	42	-24	-57.1	(2) 30	29	1	3.4	11	13	-2	-15.4
土木工事業	(1) 22	29	-7	-24.1	7	10	-3	-30.0	(1) 13	12	1	8.3	2	7	-5	-71.4
建築工事業	17	39	-22	-56.4	4	24	-20	-83.3	8	12	-4	-33.3	5	3	2	66.7
木造家屋建築工事業	4	15	-11	-73.3	2	10	-8	-80.0	1	4	-3	-75.0	1	1	0	0.0
その他の建築工事業	13	24	-11	-45.8	2	14	-12	-85.7	7	8	-1	-12.5	4	2	2	100.0
その他の建設業	(1) 20	16	4	25.0	7	8	-1	-12.5	(1) 9	5	4	80.0	4	3	1	33.3
運輸交通業	71	(1) 48	23	47.9	25	(1) 13	12	92.3	41	26	15	57.7	5	9	-4	-44.4
道路貨物運送業	64	(1) 45	19	42.2	21	(1) 12	9	75.0	40	25	15	60.0	3	8	-5	-62.5
その他の運輸交通業	7	3	4	133.3	4	1	3	300.0	1	1	0	0.0	2	1	1	100.0
林業	10	13	-3	-23.1	4	6	-2	-33.3	6	5	1	20.0	0	2	-2	-100.0
その他の事業	(5) 363	371	-8	-2.2	(1) 122	117	5	4.3	(2) 167	179	-12	-6.7	(2) 74	75	-1	-1.3
卸・小売業	(1) 84	70	14	20.0	27	22	5	22.7	44	34	10	29.4	(1) 13	14	-1	-7.1
飲食店	19	16	3	18.8	4	4	0	0.0	12	10	2	20.0	3	2	1	50.0
清掃業・ビルメンテナンス業	22	21	1	4.8	8	4	4	100.0	7	10	-3	-30.0	7	7	0	0.0
旅館・ホテル業	(1) 14	11	3	27.3	1	2	-1	-50.0	8	6	2	33.3	(1) 5	3	2	66.7
保健衛生業	152	187	-35	-18.7	62	71	-9	-12.7	61	80	-19	-23.8	29	36	-7	-19.4
通信業・金融業等	6	8	-2	-25.0	3	3	0	0.0	0	5	-5	-100.0	3	0	3	*
上記以外のその他の事業	(3) 66	58	8	13.8	(1) 17	11	6	54.5	(2) 35	34	1	2.9	14	13	1	7.7

(注) ( ) 内は死亡者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上の労働者死傷病報告書を取りまとめたもの。機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。

安全衛生のメッセージ

危険の芽 摘んで安全 咲く笑顔 (中央労働災害防止協会 令和8年標語)

# 6 令和7年（翌1月末速報値）の労働災害発生状況 （新型コロナウイルス感染症を除く。）

令和7年労働災害発生状況（速報（コロナ除く。））

令和8年1月末現在 鳥取労働局

業種別	合計				鳥取署				米子署				倉吉署			
	令和7年	令和6年	増減数	増減率(%)	令和7年	令和6年	増減数	増減率(%)	令和7年	令和6年	増減数	増減率(%)	令和7年	令和6年	増減数	増減率(%)
	死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数		
全産業	(7) 559	(1) 490	69	14.1	(1) 165	(1) 155	10	6.5	(4) 295	241	54	22.4	(2) 99	94	5	5.3
製造業	112	97	15	15.5	32	32	0	0.0	63	53	10	18.9	17	12	5	41.7
木材・木製品・家具装備品製造業	8	5	3	60.0	1	2	-1	-50.0	6	3	3	100.0	1	0	1	*
鉄鋼・金属製品製造業	11	5	6	120.0	6	2	4	200.0	4	2	2	100.0	1	1	0	0.0
機械器具製造業	15	15	0	0.0	5	7	-2	-28.6	6	5	1	20.0	4	3	1	33.3
食料品製造業	44	40	4	10.0	8	6	2	33.3	31	30	1	3.3	5	4	1	25.0
上記以外の製造業	34	32	2	6.3	12	15	-3	-20.0	16	13	3	23.1	6	4	2	50.0
建設業	(2) 59	84	-25	-29.8	18	42	-24	-57.1	(2) 30	29	1	3.4	11	13	-2	-15.4
土木工事業	(1) 22	29	-7	-24.1	7	10	-3	-30.0	(1) 13	12	1	8.3	2	7	-5	-71.4
建築工事業	17	39	-22	-56.4	4	24	-20	-83.3	8	12	-4	-33.3	5	3	2	66.7
木造家屋建築工事業	4	15	-11	-73.3	2	10	-8	-80.0	1	4	-3	-75.0	1	1	0	0.0
その他の建築工事業	13	24	-11	-45.8	2	14	-12	-85.7	7	8	-1	-12.5	4	2	2	100.0
その他の建設業	(1) 20	16	4	25.0	7	8	-1	-12.5	(1) 9	5	4	80.0	4	3	1	33.3
運輸交通業	71	(1) 48	23	47.9	25	(1) 13	12	92.3	41	26	15	57.7	5	9	-4	-44.4
道路貨物運送業	64	(1) 45	19	42.2	21	(1) 12	9	75.0	40	25	15	60.0	3	8	-5	-62.5
その他の運輸交通業	7	3	4	133.3	4	1	3	300.0	1	1	0	0.0	2	1	1	100.0
林業	10	13	-3	-23.1	4	6	-2	-33.3	6	5	1	20.0	0	2	-2	-100.0
その他の事業	(5) 307	248	59	23.8	(1) 86	62	24	38.7	(2) 155	128	27	21.1	(2) 66	58	8	13.8
卸・小売業	(1) 84	70	14	20.0	27	22	5	22.7	44	34	10	29.4	(1) 13	14	-1	-7.1
飲食店	19	16	3	18.8	4	4	0	0.0	12	10	2	20.0	3	2	1	50.0
清掃業・ビルメンテナンス業	22	21	1	4.8	8	4	4	100.0	7	10	-3	-30.0	7	7	0	0.0
旅館・ホテル業	(1) 14	11	3	27.3	1	2	-1	-50.0	8	6	2	33.3	(1) 5	3	2	66.7
保健衛生業	96	64	32	50.0	26	16	10	62.5	49	29	20	69.0	21	19	2	10.5
通信業・金融業等	6	8	-2	-25.0	3	3	0	0.0	0	5	-5	-100.0	3	0	3	*
上記以外のその他の事業	(3) 66	58	8	13.8	(1) 17	11	6	54.5	(2) 35	34	1	2.9	14	13	1	7.7

(注) ( ) 内は死亡者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上の方働者死傷報告書を取りまとめたもの。機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。

安全衛生のメッセージ

危険の芽 摘んで安全 咲く笑顔（中央労働災害防止協会 令和8年標語）

# 7 令和7年の死亡災害発生状況

## 令和7年死亡災害発生状況（速報）

令和8年1月31日現在

鳥取労働局

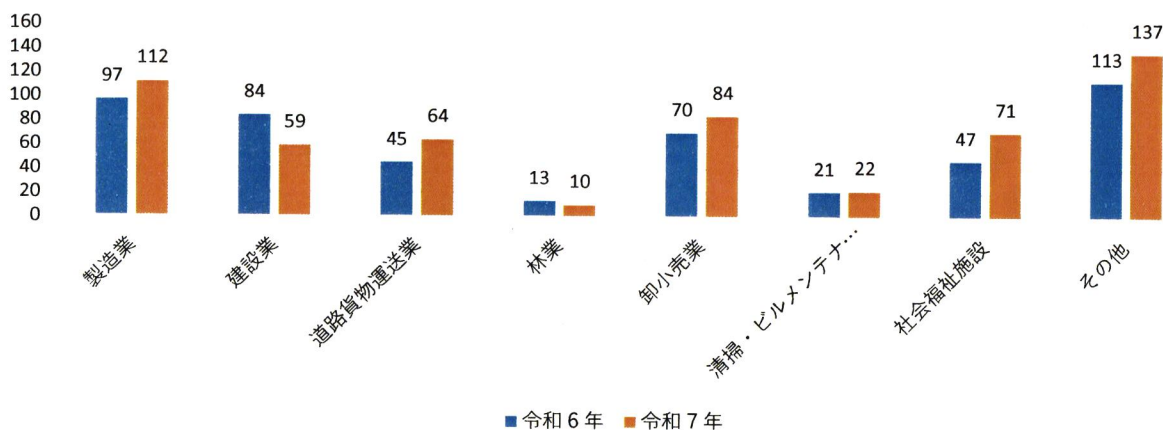
番号	業種	発生月 発生時間帯	事故の型 起因物	災害の概要
1	建設業	3月 15時～16時	火災 引火性の物	重油輸送用配管を切断し、切断面にステンレス製のふたをアーク溶接で溶接していたところ出火し、やけどを負ったもの。
2	警備業	5月 19時～20時	激突され 乗用車	夜間工事のため、道路を通行止めにしようと、道路路肩付近で規制看板を設置していたところ、走行中の普通乗用車にはねられたもの。
3	商業	7月 5時～6時	激突され トラック	被災者は、新聞配達のため民家の敷地入り口にあるスロープにトラック(積載荷重850kg)を停車し、降車して新聞を配達していたところ、当該トラックがスロープにそって動き出し、被災者はトラック後部と民家の壁の間に挟まれて被災し、約2時間後に死亡した。
4	接客娯楽業	10月 5時～6時	墜落・転落 階段・棧橋	被災者は、事務所2階の更衣室で作業着に着替えをし、階段で1階へ降りる際に転落し、頭部を負傷し死亡した。
5	畜産業	11月 17時～18時	火災 引火性の物	事業場で火災が発生し被災したもの。
6	畜産業	11月 17時～18時	火災 引火性の物	事業場で火災が発生し被災したもの。
7	建設業	11月 11時～12時	墜落・転落 仮設物、建築物、構造物等	3階屋上で防水工事作業中約9.5メートルの高さから墜落したもの。

## 令和7年労働災害発生状況の分析（翌1月末速報値）

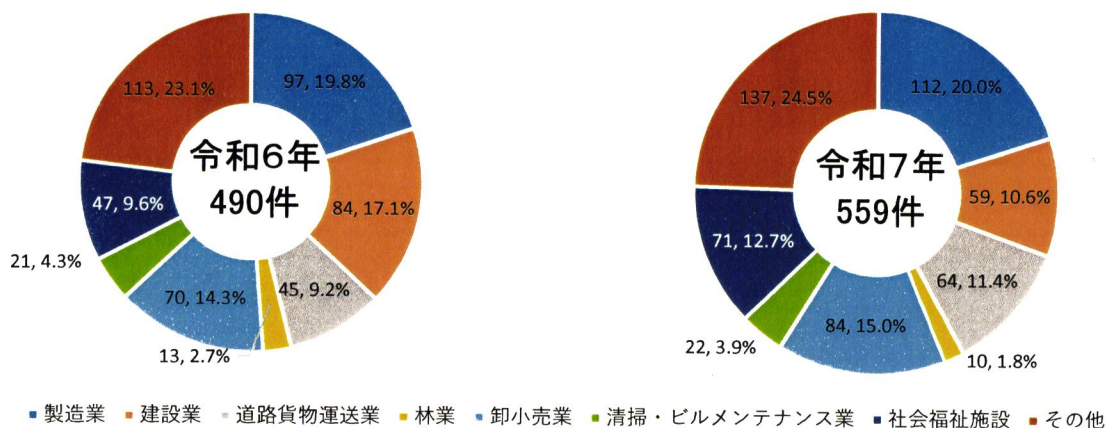
（新型コロナウイルス感染症を除く）

### 全産業

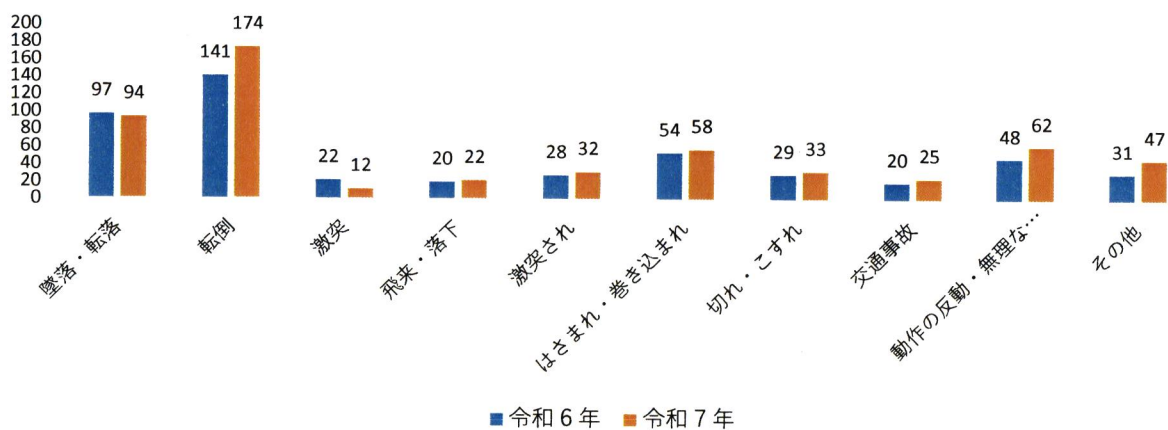
#### ①業種別死傷者数



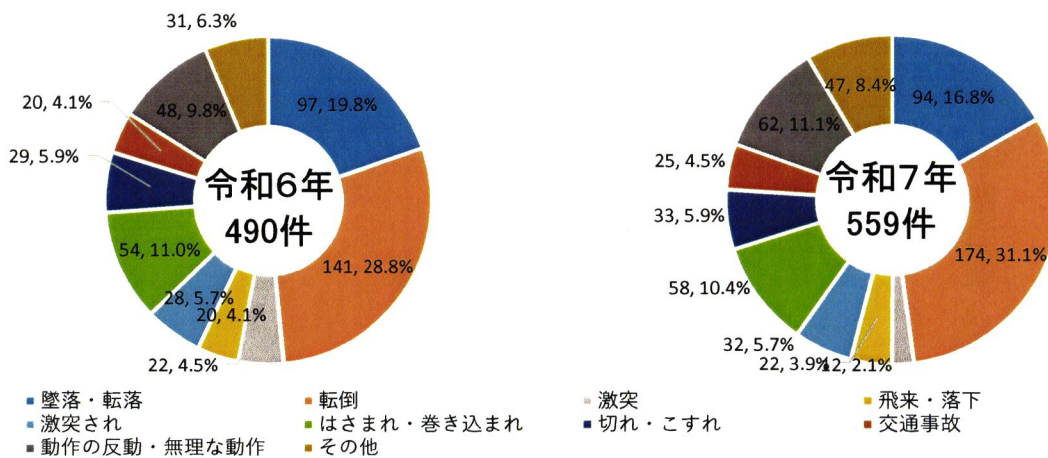
#### ②業種別死傷者数の割合



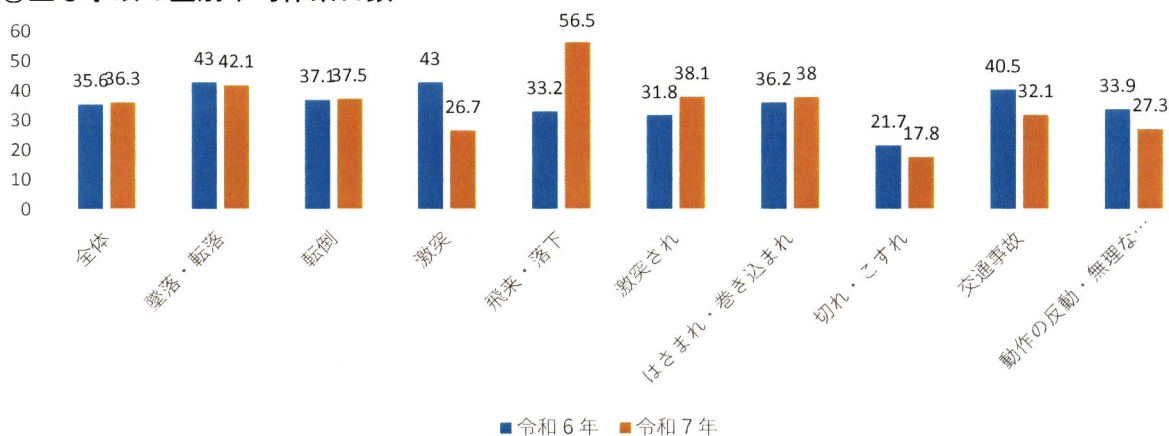
#### ③事故の型別死傷者数



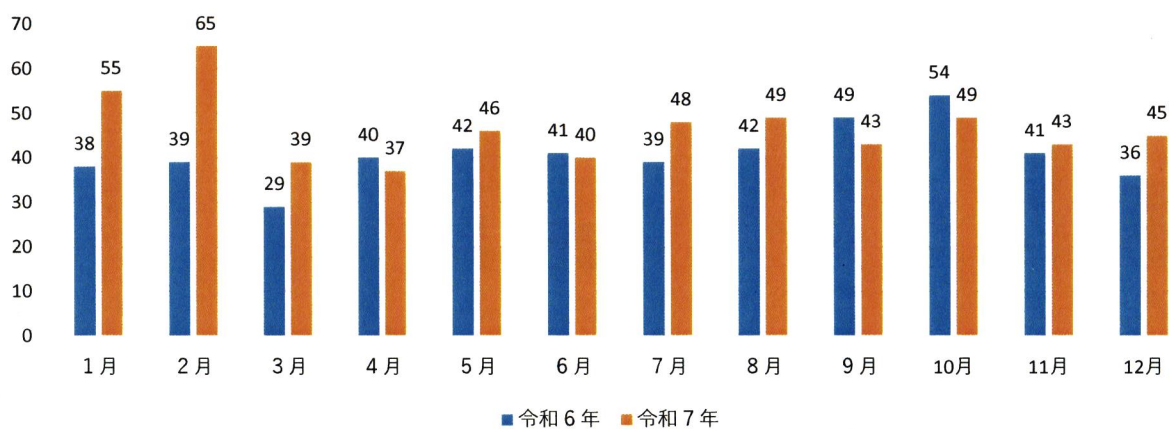
#### ④事故の型別死傷者数の割合



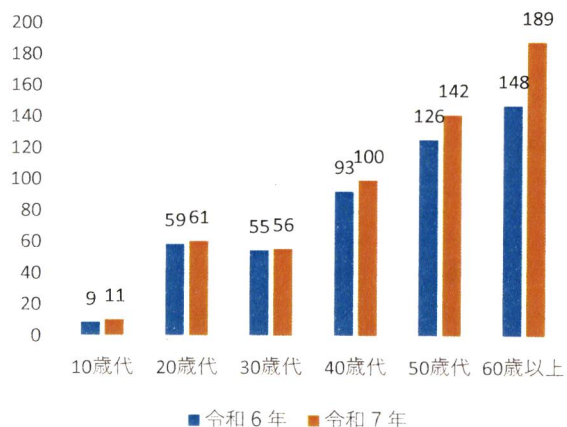
#### ⑤主な事故の型別平均休業日数



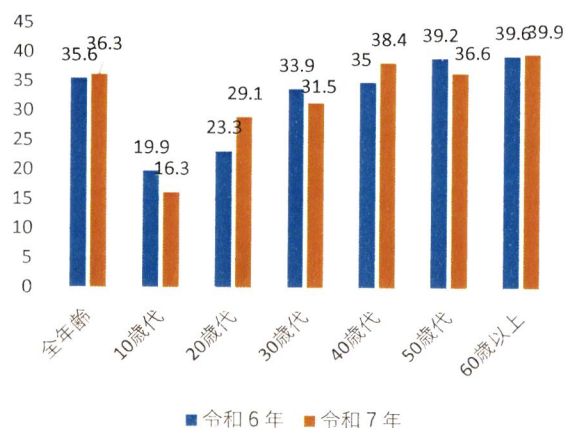
#### ⑥月別死傷者数



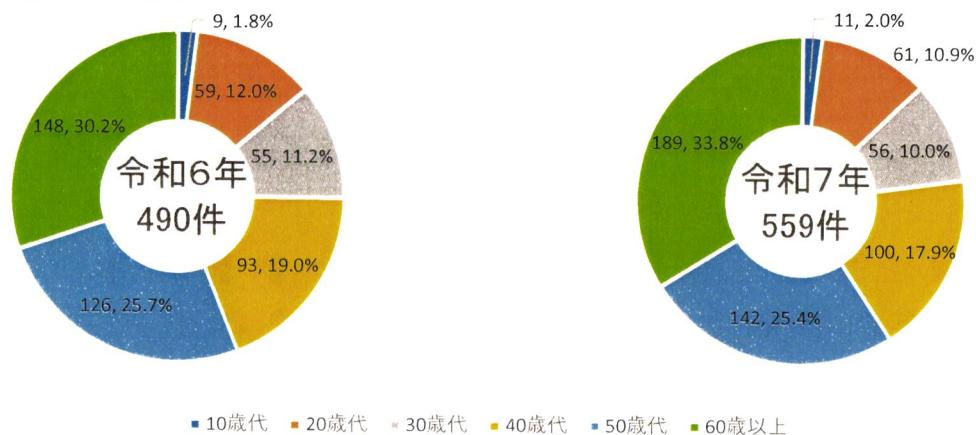
⑦年代別死傷者数



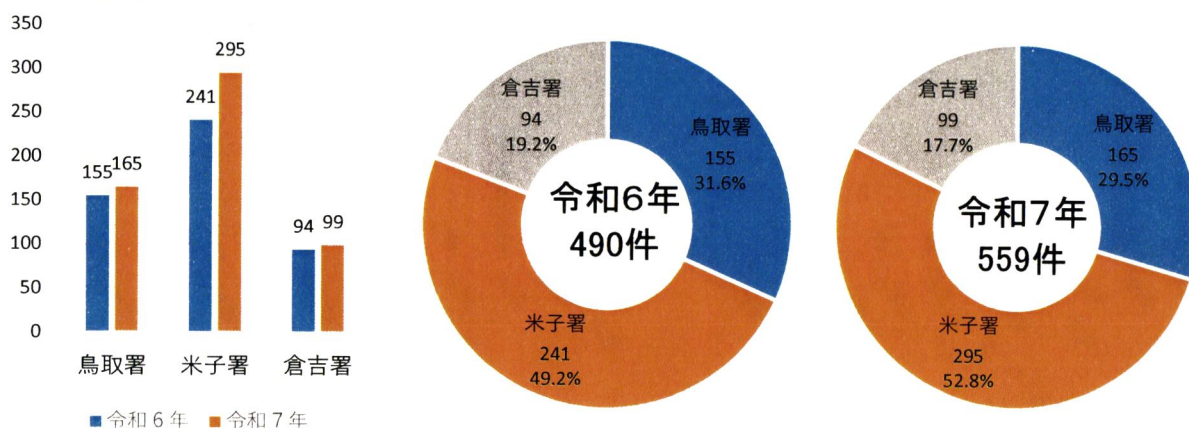
⑧年代別平均休業見込日数



⑨年代別死傷者数の割合

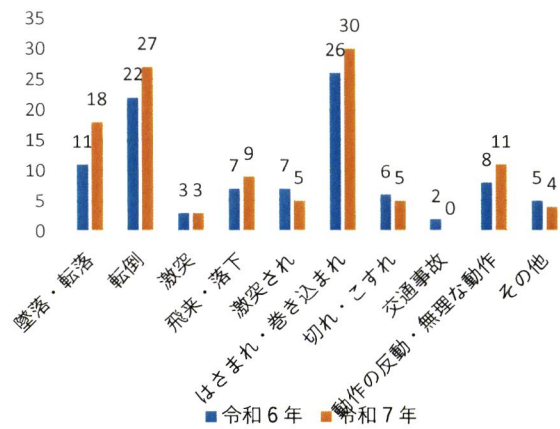


⑩監督署別死傷者数及び割合

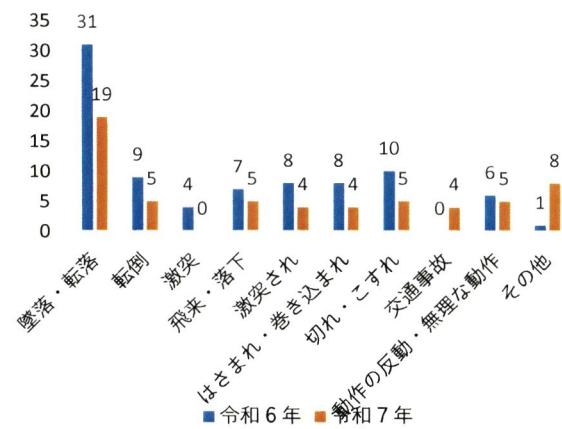


## 重点業種別

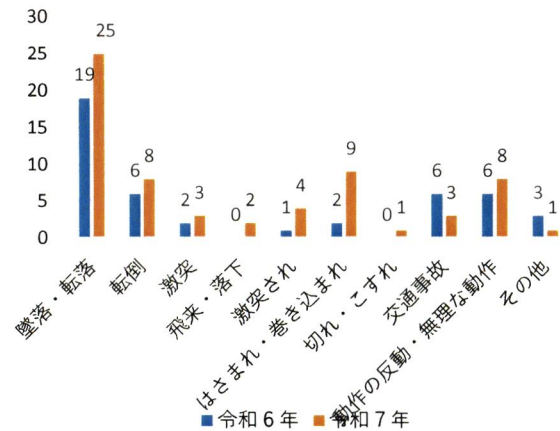
### ①製造業



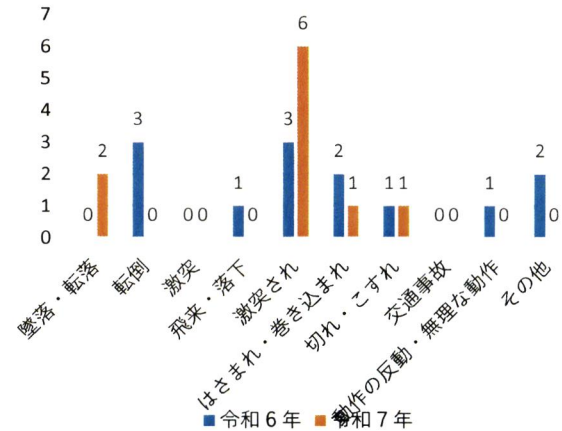
### ②建設業



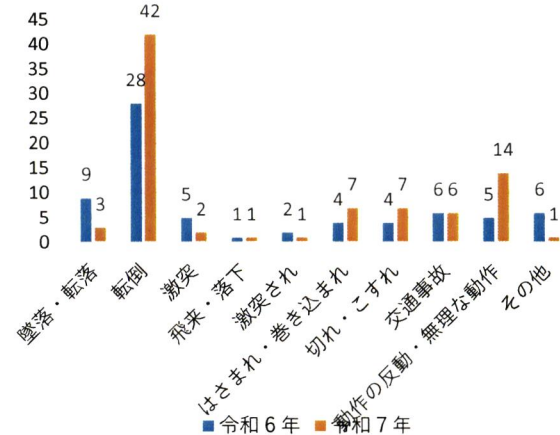
### ③道路貨物運送業



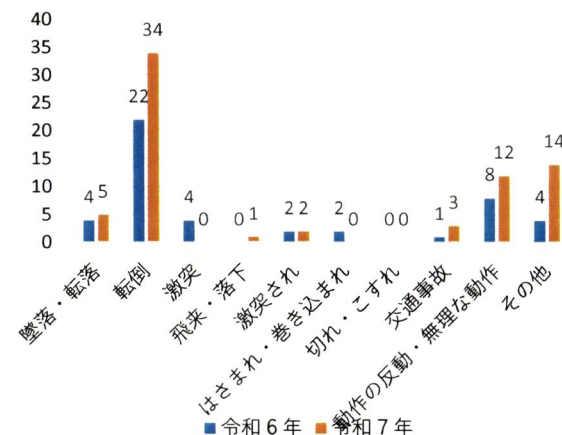
### ④林業



### ⑤卸・小売業



### ⑥社会福祉施設



# 令和7年の高年齢労働者の労働災害、転倒災害の発生状況の詳細について (12月末速報値)

15

鳥取地方労働審議会  
第20回労働災害防止部会 資料

厚生労働省 鳥取労働局 労働基準部  
健康安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 1 高年齢労働者の労働災害発生状況について

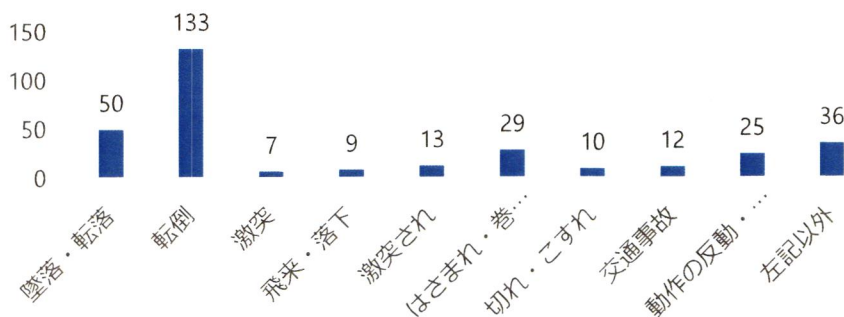
令和7年12月末現在 年齢層別事故の型別労働災害発生状況(コロナ含む休業4日以上)

年代	01 墜落・転落	02 転倒	03 激突	04 飛来・落下	05 崩壊・倒壊	06 激突され	07 はさまれ・巻き込まれ	08 切れ・こすれ	11 高温・低温の物との接触	12 有害物との接触	15 破裂	16 火災	17 交通事故(道路)	18 交通事故(その他)	19 動作の反動・無理な動作	90 その他	合計
15～19	1	0	1	1	1	1	1	2	0	0	0	0	2	0	1	0	11
20～29	9	6	0	3	0	5	10	7	4	0	0	1	2	0	10	13	70
30～39	3	12	2	4	0	3	8	7	1	0	0	1	1	0	8	12	62
40～49	21	24	2	3	0	8	7	6	3	1	0	1	8	0	10	15	109
50～59	25	39	2	5	1	7	16	3	5	0	1	1	5	0	18	15	143
60～69	14	63	5	4	1	3	9	5	1	0	0	2	4	0	6	6	123
70～79	10	28	0	0	0	3	4	2	0	0	0	0	2	1	1	3	54
80～	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	84	175	12	20	3	30	55	32	14	1	1	6	24	1	54	64	576
	14.6%	30.4%	2.1%	3.5%	0.5%	5.2%	9.5%	5.6%	2.4%	0.2%	0.2%	1.0%	4.2%	0.2%	9.4%	11.1%	100.0%

16

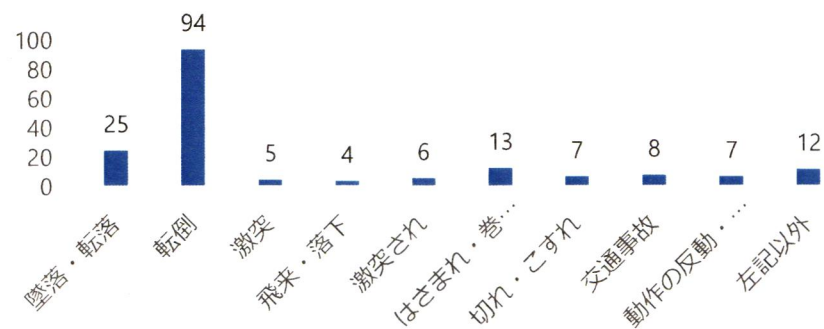
令和7年12月末 50歳以上

労働災害発生状況



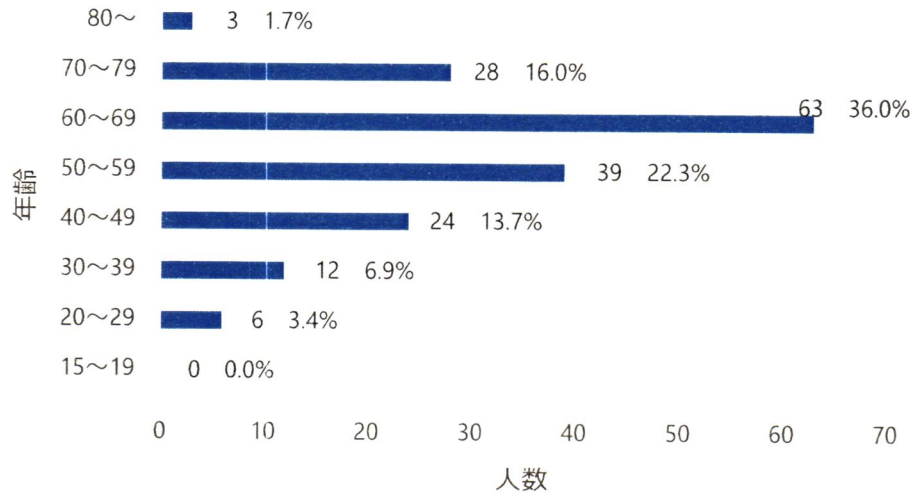
令和7年12月末 60歳以上

労働災害発生状況

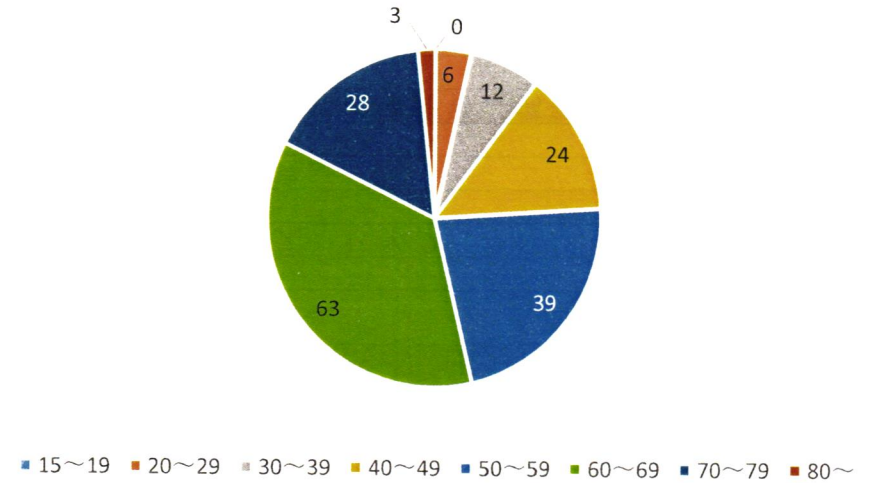


# 2 転倒災害発生状況について 1

令和7年転倒災害175人の年代別内訳

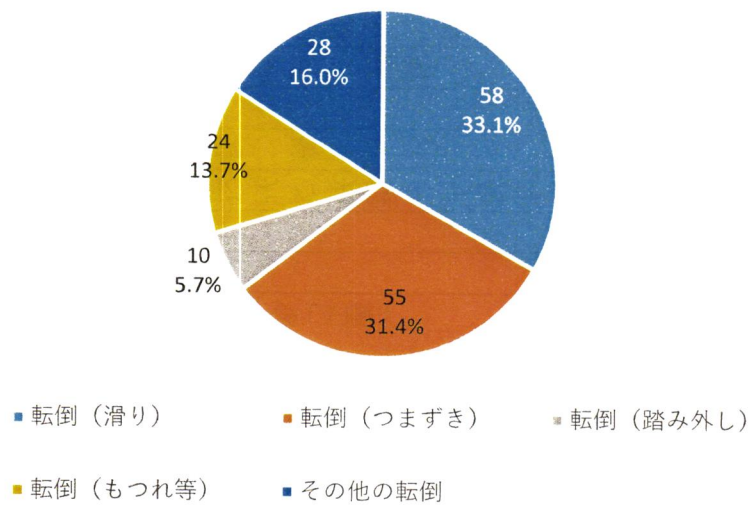


令和7年転倒災害175人の年代別内訳

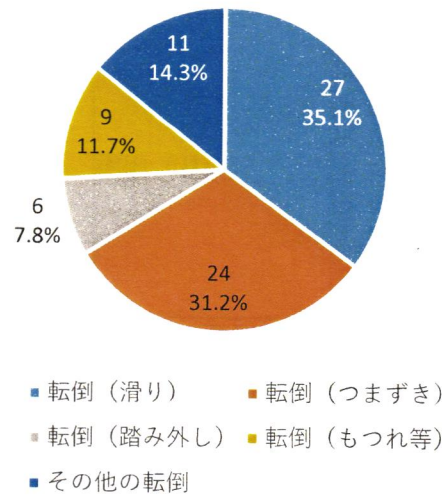


17

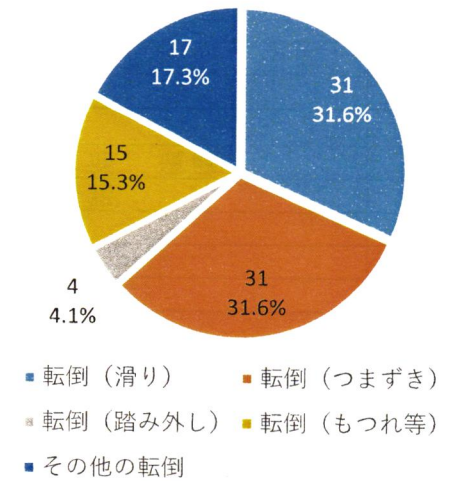
令和7年転倒災害175人転倒の種類別(全年齢)



60歳未満77人



60歳以上98人



# 3 転倒災害発生状況について 2

## 転倒の起因物(多い順)

可動な障害物	42
起因物なし	26
積雪、天候により凍結した床面、通路	26
固定の障害物、溝	14
段差	12
液体で濡れた床面、通路	11
その他の床面、通路の状態	9
雨や夜露等で濡れた床面、通路	8
凍結した床面、通路	5
荷姿のもの	4
その他の起因物	3
その他の用具	3
凹凸	3
乗用車、バス、バイク	2
その他の仮設物、建築物、構築物等	1
その他の環境等	1
階段、栈橋	1
玉掛用具	1
掘削用機械	1
水場	1
木材、竹材	1
合計	175

## 転倒の型別・起因物別

転倒(滑り)	その他の用具	1
	凹凸	1
	可動な障害物	1
	液体で濡れた床面、通路	11
	雨や夜露等で濡れた床面、通路	8
	水場	1
	凍結した床面、通路	5
	積雪、天候により凍結した床面、通路	26
	その他の床面、通路の状態	4
転倒(つまずき)	その他の用具	1
	段差	9
	凹凸	1
	可動な障害物	34
	固定の障害物、溝	6
転倒(踏み外し)	その他の床面、通路の状態	4
	段差	3
	可動な障害物	1
転倒(もつれ等)	固定の障害物、溝	6
	起因物なし	24
その他の転倒	掘削用機械	1
	乗用車、バス、バイク	2
	玉掛用具	1
	その他の用具	1
	階段、栈橋	1
	その他の仮設物、建築物、構築物等	1
	凹凸	1
	可動な障害物	6
	固定の障害物、溝	2
	その他の床面、通路の状態	1
	木材、竹材	1
荷姿のもの	4	
その他の環境等	1	
その他の起因物	3	
起因物なし	2	
合計	175	

# 鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画について

鳥取地方労働審議会  
第20回労働災害防止部会 資料

厚生労働省 鳥取労働局 労働基準部  
健康安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画の概要

令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日までの5か年計画

## 計画の目標

- 鳥取労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、重点事項ごとに各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

## 重点事項ごとの具体的取組

<p>① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備</li><li>・災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知</li><li>・労働安全衛生対策におけるDXの推進</li></ul>	<p>⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・有害物質による健康障害の防止措置について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の方に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正省令の周知等を行う。</li></ul>
<p>② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・転倒災害は発生率が高く、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。</li><li>・筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。</li><li>・非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入れ時等における安全衛生教育の実施を徹底する。</li><li>・「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。</li></ul>	<p>⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・陸上貨物運送事業について、「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。</li><li>・建設業について、墜落・転落災害の防止措置の徹底の取組にあわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの手法の周知に取り組む。</li><li>・製造業について、「はさまれ・巻き込まれ」等による労働災害の危険性の高い機械等に係る製造者、使用者それぞれがリスクアセスメント実施等や、労働者に対する雇入れ時教育の実施等の取組を推進する。</li><li>・林業について、「伐木等作業の安全ガイドライン」「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等の労働者への周知や理解の促進を図る。」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。</li></ul>
<p>③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。</li></ul>	<p>⑦ 労働者の健康確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・メンタルヘルス対策・過重労働対策・産業保健活動の推進を図る。</li></ul>
<p>④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「テレワークの適切な導入及び実施のためのガイドライン」、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の取組</li><li>・外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等による安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。</li></ul>	<p>⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・新たな化学物質規制の導入に伴う「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」等の周知徹底を図る。</li><li>・石綿、粉じんによる健康障害防止対策の推進を図る。</li><li>・熱中症、騒音による健康障害防止対策の推進を図る。</li><li>・電離放射線による健康障害防止対策の推進を図る。</li></ul>

# 重点項目ごとの取組状況

## 1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

### 2025年度までの主な取組

【安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備に関する取組】

#### ①第50回鳥取県産業安全衛生大会（10月28日開催）による周知啓発

- ・安全衛生優良事業場として、県内3事業場に対して鳥取労働局長表彰を授与
- ・事業場による安全衛生活動事例の発表

#### ②安全パトロール等による周知啓発

- ・労働局長・監督署長による安全週間パトロール（6月）
- ・労働局長による「ゼロ災55」無災害運動期間中の事業場パトロール（12月）、鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議による「ゼロ災55」無災害運動期間中の事業場パトロール（12月）
- ・ケーブルテレビを活用した全国安全週間、熱中症予防対策の周知（6～7月）、全国労働衛生週間の周知（9～10月）、化学物質管理強調月間の周知（1～2月）

#### ③鳥取県小売業、社会福祉施設+SAFE協議会の参加企業（5企業）の取組をパンフレットにし、局ホームページに掲載。（5月～）

※本項目に係るアウトプット指標及びアウトカム指標の設定なし



10月28日 鳥取労働局長表彰授与  
株式会社勝原製作所 ほか

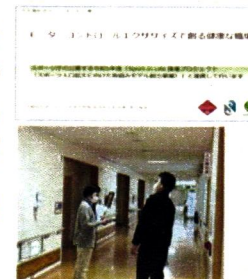


12月12日 ゼロ災55局長建設現場パトロール  
こおげ建設株式会社施工現場

#### 「社会福祉法人こうほうえん」の取組内容

##### 取組内容

- ① 中央労働災害防止協会による安全衛生サポート事業を活用し、職場内の研修を受け、5S活動（特に整理・整頓を重点に）を強化し、職場内の意識改革に努めた。
- ② 腰痛対策については、早稲田大学との行っている、モニターコントロールエクササイズを実施し、腰痛で仕事に支障が出ている職員に対して、何名かではあるが効果が出ている。
- ③ 職場環境検討委員会にて、訪問職場巡回を年4回実施し、指導を行い改善を図り委員会と共有。



5月 SAFE協議会の参加企業の取組紹介  
社会福祉法人こうほうえん ほか

# 重点項目ごとの取組状況

## 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

### 2025年度までの主な取組

労働基準監督署における集団指導・個別指導等に加え、以下を実施。

#### ① 転倒災害防止対策の周知

- ・リーフレット「転倒災害のない職場づくりをお願いします」による注意喚起（5月～）
- ・冬季を中心に、リーフレット「STOP! 冬の転倒災害」による注意喚起（11月～）

#### ② +safe協議会（小売業、介護施設）の開催

- ・協議会における構成員の取組状況の共有（9～10月）
- ・エイジフレンドリーガイドラインに基づく体力状況の把握（3月）

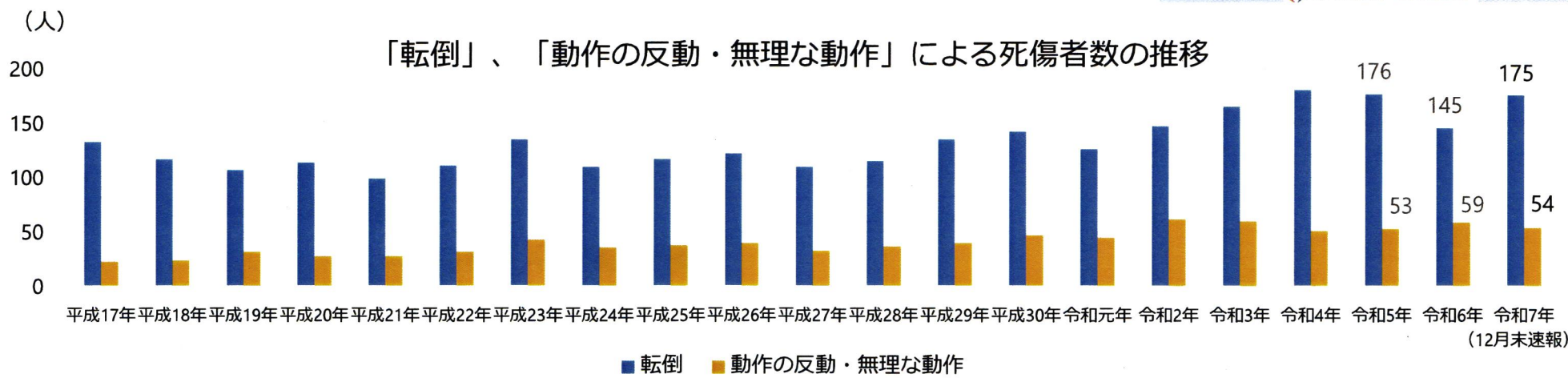
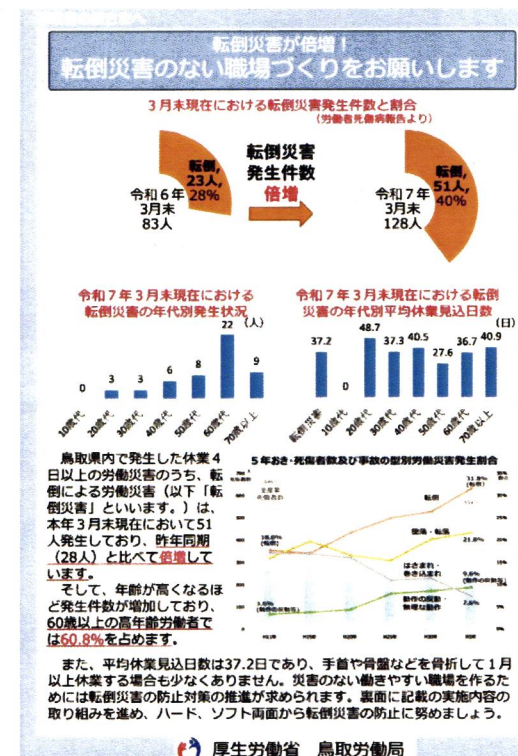
#### ③ 鳥取労働局安全衛生労使専門家会議の開催（1月）

- ・転倒災害を始めとした労働災害防止対策について委員の意見を聴取した。

#### ④ 社会福祉施設、卸小売業を対象に、転倒災害防止の取組等について、要請文を发出。（6月）

#### ⑤ 社会福祉施設、卸小売業等の労働災害多発業種を対象とした「労働災害防止のためのリスクアセスメント」講習会の開催（12、2月）

22



(12月末速報)

# 重点項目ごとの取組状況

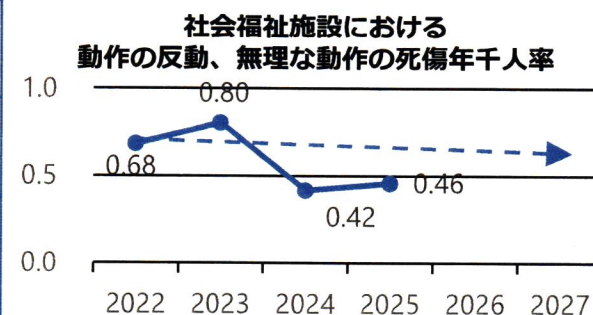
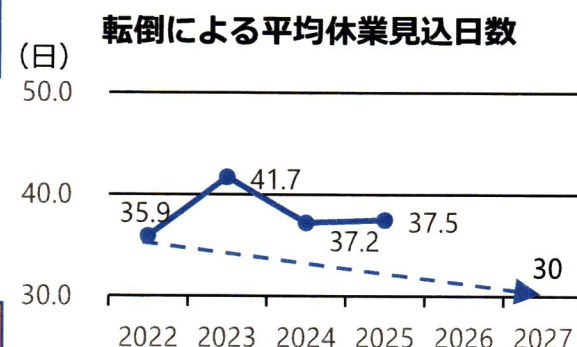
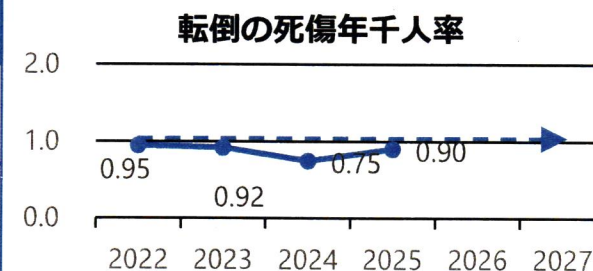
## 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

アウトプット指標	2025年の実績
転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに70%以上とする。	回答のあった913事業場のうち <b>86.6%</b>
卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。	回答のあった卸売業・小売業及び医療・福祉の362事業場のうち <b>81.2%</b>
介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年（34%※ <sup>1</sup> ）と比較して2027年までに増加させる。	介護・看護作業を行うと回答があった医療・福祉業176事業場のうち <b>57.4%</b>

※<sup>1</sup> 2023年に県内1,336事業場（労働者数30人以上、以下同じ）を対象に実施した自主点検の結果（有効回答数：569事業場）、2024年に県内1,330事業場を対象に実施した自主点検の結果（有効回答数：734事業場）、及び2025年に県内1,415事業場を対象に実施した自主点検の結果（有効回答数：913事業場※**実態を反映させるため、未提出事業場に再提出を求め、回収率を向上させた。**）（以下出典の記載のないアウトプット指標の実績については、当該自主点検の結果による）

アウトカム指標	2025年（翌年1月末）の実績※ <sup>2</sup>
増加が見込まれる転倒の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに歯止めをかける。	0.90
転倒による平均休業見込日数を2027年までに30日以下とする。	<b>37.5日</b>
増加が見込まれる社会福祉施設における動作の反動、無理な動作の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。	0.46

※<sup>2</sup> 出典の記載のないアウトカム指標の実績については、鳥取県内の労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。）及び毎月勤労統計調査（地方調査）より算出した結果による。以下同じ。



# 重点項目ごとの取組状況

## 3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

### 2025年度までの主な取組

- 労働基準監督署における集団指導・個別指導等に加え、以下を実施。
- ①改正労働安全衛生法（高齢労働者の労働災害の防止に必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となる（R8.4.1施行））の周知
  - ②高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）及びエイジフレンドリー補助金の周知
  - ③労働災害多発業種を対象とした「労働災害防止のためのリスクアセスメント講習会」の開催（12、2月）

日時：12月17日、2月26、27日 13:30～16:00

テーマ：『労働災害防止のためのリスクアセスメント講習会』

講師：①「労働災害の現状及び防止対策について」

鳥取労働局 労働基準部健康安全課

地方産業安全専門官 國政 達也

②「高齢労働者を使用する事業場におけるリスクアセスメントの実施について」

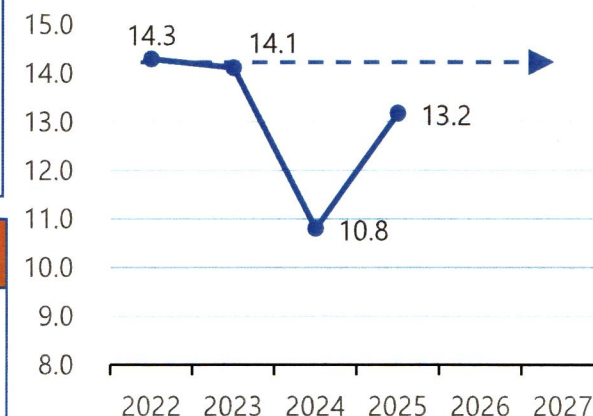
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

鳥取支部 支部長 高野 雅弘

24

アウトプット指標	2025年の実績
エイジフレンドリーガイドラインに基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組（ハード・ソフト両面からの対策）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	60歳以上の労働者がいると回答した877事業場のうち ガイドラインを知っている 51.7% ガイドラインに基づいた安全衛生確保の取組を実施している <b>42.3%</b>
アウトカム指標	2025年（翌年1月末）の実績※
増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2022年（14.3）と比較して2027年までに、その増加に歯止めをかける。	13.2

60歳以上の死傷年千人率



※ 鳥取県内の労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。）及び賃金構造基本統計調査より算出した結果による。

## 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ➡ エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（ハード・ソフト両面からの対策）、転倒防止対策（「転倒災害のない職場づくりをお願いします」「STOP! 冬の転倒災害」等）の推進を図るとともに、令和8年4月から施行の改正労働安全衛生法（高年齢労働者対策の努力義務化）に基づく指導を徹底する。  
また、高年齢労働者に対する雇い入れ時、作業内容変更時の教育の徹底、エイジフレンドリー補助金の周知に取り組む。

参考1) 令和7年12月末速報値の転倒災害175件の内訳（転倒の型）滑り58、つまづき55、もつれ24、踏み外し10、その他28  
（転倒の年齢別）60歳以上94、50歳代39、50歳未満42

参考2) 県内の転倒災害発生事業場に対して、転倒災害防止の取組状況を確認し、回答があった48件について

- ①転倒災害防止に取り組んでいますか？ はい：43 いいえ：5  
②雇い入れ時教育の際、転倒災害防止のための教育をしていましたか？  
はい：26 いいえ：22（教育教材がない9、教育は不要と考えていた8、、、）  
③転倒災害の原因は？  
滑り10件、つまづき10件、踏み外し5、不注意5、もつれ4、履き慣れない靴2、その他4

参考3) 県内の高年齢者（60歳以上）による労働災害発生事業場に対して、対策の取組状況を確認し、回答があった28件（うち転倒災害22件）について

- ①高年齢労働者の災害防止対策を実施していますか？  
はい：15 いいえ：13（取組方法が分からない7、必要性を感じない2、その他7）  
②労働災害発生時の作業について、安全衛生教育を実施していましたか？  
はい：14 いいえ：13（教育は不要と考えていた6、教育教材がなかった4、その他4）  
安全衛生教育を実施したか覚えていない：1  
③エイジフレンドリー補助金を知っていますか？ はい：4 いいえ：24

# 重点項目ごとの取組状況

## 4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

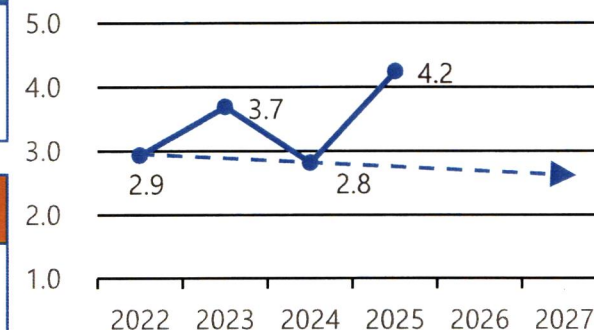
### 2025年までの主な取組

- ・ 個別指導や説明会等の様々な機会を捉えた、母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施の促進

26

アウトプット指標	2025年の実績
母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	日本語に堪能でない外国人が働いていると回答した157事業場のうち <b>83.4%</b>
アウトカム指標	2025年（翌年1月末）の実績※
外国人労働者の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。	<b>4.2</b>

### 外国人労働者の死傷年千人率



※ 鳥取県内の労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。）及び外国人雇用状況届により算出した結果による。

### 今後の取組

- ➡ 個別指導や説明会等の様々な機会を捉え、母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施を促進するため、外国人労働者向け安全衛生教育教材（14か国語）の周知を図る。  
特に、作業内容変更時等における作業手順書等に基づく教育においても、作業手順書等を用いた分かりやすい安全衛生教育の実施の徹底を図る。

# 重点項目ごとの取組状況

## 5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

### 2025年度までの主な取組

- ・労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めた改正労働安全衛生法（2025年5月公布）の周知。
- ・請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても労働者と同等の有害物質による健康障害防止措置を事業者に義務付けた改正労働安全衛生規則等（2023年4月施行）の周知及び履行確保
- ・事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、危険箇所等で作業に従事する労働者以外の者や危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等を対象とする保護措置を義務付けた改正労働安全衛生規則等（2025年4月施行）の周知

※本項目に係るアウトプット指標及びアウトカム指標の設定なし

事業主・労働災害防止団体の皆さま

### 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行<sup>※</sup>されます

※施行の年月は令和7年4月14日（金）公布

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

#### 1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

##### (1) 注文者等の配慮 R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに對する配慮規定について、今回の改正により、こうした規定の種別（工事以外の注文者）も広く適用されることを明確にしました。

##### (2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 R8.4.1施行

（特定）元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。  
また、法令で定められた機械等または建築物その他の要素に接する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に買入する場合も当該措置を講ずることとされました。

##### (3) 業務上災害報告制度の創設 R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告することができることとしました。  
報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

##### (4) 個人事業者等自身への義務付け R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①搬送用機材や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に臨む際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

事業主・一人親方の皆さまへ

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の者
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく法令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（注）を実施することが事業者側に義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に關し定められている以下の4つの場合で作業場所を退避する必要性に對する規定（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、暴天候時の作業停止）について事業者が従う義務が生じます。  
・労働安全衛生規則 ・ホイットー及び圧力容器安全規則 ・クレーン安全規則 ・ゴンドラ安全規則

#### 法令改正等の主な内容

##### 1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場内から作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で行う作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の者（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、随時関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への退避禁止、立入等可能な箇所の指定、暴天候時の作業停止の措置を行う場合、その場所で行う労働者以外の人もその対象とすること
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の者についても火気使用を禁止すること
- 緊急発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること

##### 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務付けられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、内外共に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる必要がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等以外に作業を行わせる場合に思われますが、それ以外の場合であっても、①作業停止した際に当該危険箇所等を使用させることが認められている場合、②特定の作業手順や作業方法によって発生する危険が生じることが認められている場合については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが望まれます。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署 2024年4月

「労働安全衛生法等改正の主なポイントについて」  
(2025年6月公表) リーフレット

改正労働安全衛生規則等（2025年4月施行）  
リーフレット

# 重点項目ごとの取組状況

## 6 業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送事業）

### 2025年度までの主な取組

#### ①労働基準監督署における個別指導（通年）

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（荷役ガイドライン）に基づく措置の徹底。トラックでの荷役作業における改正労働安全衛生規則（昇降設備の設置、保護帽の着用、テールゲートリフター操作の特別教育）の措置の徹底。

#### ②道路貨物運送事業における労働災害防止対策の推進について

- 道路貨物運送事業を対象に、荷役ガイドライン、改正労働安全衛生規則等への取組について、要請文を発出。（10月）・道路貨物運送事業等の労働災害多発業種を対象とした「労働災害防止のためのリスクアセスメント」講習会の開催（12、2月）

とらつく鳥取10月号（鳥取県トラック協会）

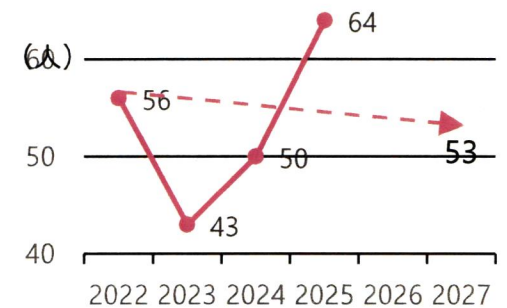
### 鳥取労働局 道路貨物運送事業における労働災害防止対策の推進に向けた周知協力要請

さる10月3日（金）、鳥取労働局労働基準部長から鳥取県トラック協会に対し道路貨物運送事業における労働災害防止対策の推進に向けて、会員事業場への周知協力依頼がありました。  
鳥取県下の労働災害は全産業で大勢に増え、前年同期と比べ増加率が全国ワースト1となっております。令和7年度に発生した県内の道路貨物運送業における休業4日以上の労働災害も前年同期と比べ大幅に増加していることについて、防止対策の周知協力要請を受けたものです。  
要請文は、下記の通り。

日 時 令和7年10月3日（金）14:00  
場 所 〔一社〕鳥取県トラック協会 1階会議室  
出席者 鳥取労働局 労働基準部健康安全課長 丹生 伸英  
〔社〕鳥取県トラック協会 専務理事 止崎 隆志



### 陸上貨物運送事業における休業4日以上の死傷者数



28

アウトプット指標	2025年の実績
荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。	事業場に荷役作業があると回答した289事業場のうち ガイドラインを知っている 64.0% ガイドラインに基づく措置を実施 <b>61.9%</b>
アウトカム指標	2025年（翌年1月末）の実績
陸上貨物運送事業※における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。	<b>64人</b>

※陸上貨物運送事業：道路貨物運送業と陸上貨物取扱業をいう。

### 今後の取組

➡「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（荷役ガイドライン）に基づく措置等の徹底を図るとともに、荷主、配送先等に対して「自動車運転者の「安全確保の徹底」にご協力をお願いします」を活用し、取組の徹底を図る。（12月末速報値の運輸交通業の墜落転落災害23件中、16件は配送先等で発生したと考えられる。）

# 重点項目ごとの取組状況

## 6 業種別の労働災害防止対策の推進（建設業）

### 2025年度までの主な取組

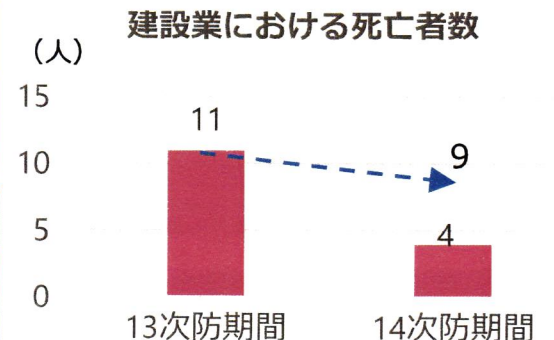
- ①労働基準監督署における個別指導（通年）
  - ・墜落・転落災害防止対策、熱中症予防対策の徹底。
  - ・足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確等を内容とする改正労働安全衛生規則（2024年4月全面施行）に基づく対策の徹底。
- ②安全パトロール等による周知啓発（一部再掲）
  - ・労働局長・監督署長による安全週間パトロール（安全対策、熱中症対策）（6月）
  - ・労働局長による「ゼロ災55」無災害運動期間中の建設現場パトロール（12月）
- ③労働局、労働基準監督署における関係団体等と連携した講習会等の開催（随時）
- ④鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議※の開催（7、12月）
  - ・労働基準関係法令の改正やガイドラインについての説明を始めとした情報共有や建設現場パトロール等を実施。

※鳥取労働局、構成員：国、県等発注機関、建設業労働災害防止協会鳥取県支部
- ⑤冬季を中心に、労働局で作成したリーフレット「STOP！冬の転倒災害」のHP掲載等による注意喚起（11月～）（再掲）



12月10日 鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議パトロール

アウトプット指標	2025年の実績
墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに100%とする。	回答のあった建設業の49事業場のうち <b>95.9%</b>
アウトカム指標	2025年（翌年1月末）の実績
建設業における死亡者数を第13次労働災害防止推進計画（2018年度～2022年度）期間中と比較して15%以上減少させる。	2018～2022年（13次）：11人 2023～2025年（14次）：4人

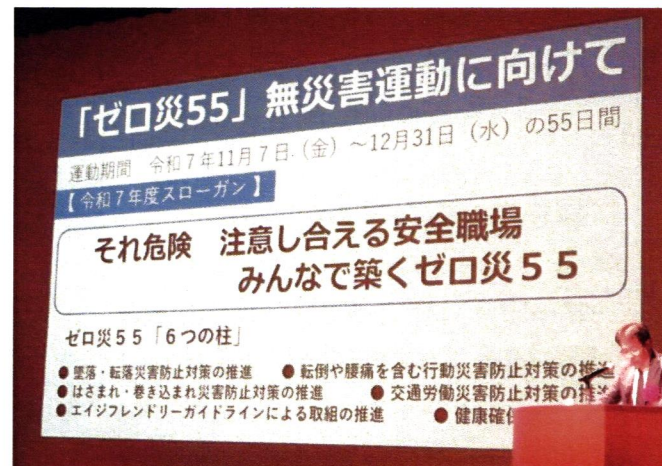


# 重点項目ごとの取組状況

## 6 業種別の労働災害防止対策の推進（製造業）

### 2025年度までの主な取組

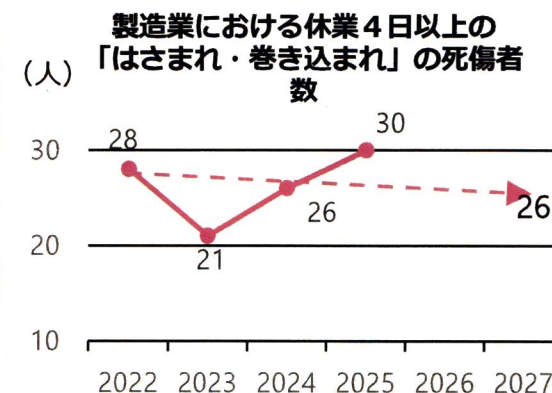
- ①労働基準監督署における個別指導（通年）
  - ・「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「機械の包括的な安全基準に関する指針」等に基づく、製造時及び使用時のリスクアセスメントの確実な実施の指導
  - ・加工用機械を使用する事業場における「はさまれ巻き込まれ」災害防止対策の措置状況の確認
- ②全国安全週間説明会（6月）、鳥取県産業安全衛生大会（10月）を通じた安全衛生管理活動の周知啓発（再掲）



10月28日 鳥取県産業安全衛生大会

30

アウトプット指標	2025年までの実績
リスクアセスメントを実施し、かつ、機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。	回答のあった製造業の186事業場のうち <b>96.2%</b>
アウトカム指標	2025年（翌年1月末）の実績
製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。	<b>30人</b>



### 今後の取組

- ➡製造業においては、リスクアセスメントを実施し、かつ、機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策の取組を推進する。  
また、「はさまれ巻き込まれ災害を防ぎましょう」を活用し、点検実施等の取組の徹底を図る。

# 重点項目ごとの取組状況

## 6 業種別の労働災害防止対策の推進（林業）

### 2025年度までの主な取組

- ①労働基準監督署における個別指導（通年）
  - ・「伐木等作業の安全ガイドライン」等に基づく林業の事業場に対する安全対策の徹底
- ②チェーンソー取扱作業指導員による事業場への指導
- ③関係団体等との協力による会議等の開催、合同パトロールへの参加
  - ・鳥取県林業災害防止連絡協議会※1の開催（7月）
    - ※1 鳥取労働局のほか、鳥取県庁、鳥取森林管理署等が構成員
  - ・鳥取森林管理署労働安全連絡協議会における安全パトロールへの参加（10月）
  - ・鳥取県林業災害防止連絡協議会の構成員による林業安全パトロールへの参加（11月）
  - ・鳥取県林業事業体協議会（管理者研修）における講習（2月）
  - ・鳥取県林業安全大会の開催※2（3月）
    - ※2 主催：鳥取県林業災害防止連絡協議会、鳥取労働局、鳥取県

31

**令和7年度 鳥取県 林業安全大会**

2026年3月4日(水)  
13:30~16:00 [開場13:00]

エースバック未来中心 小ホール  
(鳥取市駅前通2-12-5) **参加無料**

---

**安全講話**  
「マネジメントで防げる労働災害」  
講師 山田 容三氏  
(愛媛大学名誉教授、森林ヒューマン・ファクター研究所長)

**報告事項**  
(1)県内の林業労働災害の事例と対策について  
～提供いただいた労災情報の分析より～  
(2)林業技能検定について

**優良切り株コンテスト 表彰式**  
安全で正確な伐倒が行われているか、審査結果を発表

講師 **山田 容三氏**  
(森林ヒューマン・ファクター研究所 所長)

1983年～ 京都大学大学院 農学研究科 林学専攻 修士課程修了  
農学部附属 北海道実験森林に勤務  
1988年～ 森林総合研究所 生産技術部 労働科学研究室  
2000年～ 名古屋大学大学院 生命農学研究所 森林資源学研究室  
准教授として教員研究に従事  
2015年～ 愛媛大学大学院 農学研究科 教授  
教育研究に加えて社会人リカレント教育を推進  
2022年 愛媛大学を定年退職  
森林ヒューマン・ファクター研究所を創業

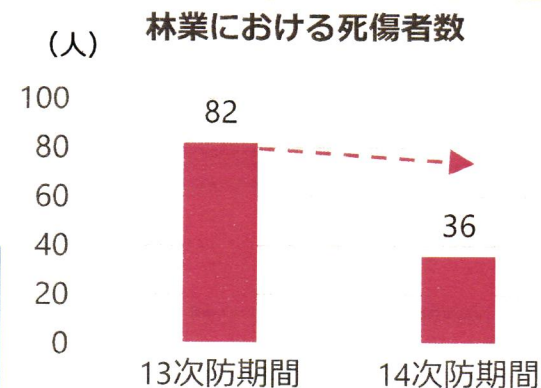
京都府在住。国・県・市町の委員会等の委員を務めるほか  
労働安全衛生に関する講義・講演を全国各地で行っている。  
現在、「林業新知識」（全日本林業改良普及協会）に  
「労働安全衛生マネジメントシステム」を連載中。

主催 鳥取県林業災害防止連絡協議会、鳥取労働局、鳥取県  
協力 林業・木材製造業労働災害防止協会鳥取県支部、  
鳥取県森林組合連合会、公益財団法人 鳥取県林業担い手育成財団

アウトプット指標	2025年の実績
伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	回答があった林業の42事業場のうち <b>81.0%</b>

※令和6年県内81の林業事業場を対象に実施した自主点検の結果（有効回答数：47事業場）及び令和7年県内85の林業事業場を対象に実施した自主点検の結果（有効回答数：42事業場）

アウトカム指標	2025年（翌1月末）までの実績
林業における死傷者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、第13次労働災害防止推進計画期間中（82人）より減少させる。	2018～2022年（13次）：82人 2023～2025年（14次）：36人



# 重点項目ごとの取組状況

## 7 労働者の健康確保対策の推進（メンタルヘルス対策）

### 2025年度までの主な取組

- ①労働基準監督署における個別指導（通年）
  - ・ストレスチェック未実施事業場への指導啓発（4月～）
  - ・「ストレスチェックを含めたメンタルヘルス対策に取り組みましょう」（1月～）
  - ・鳥取産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に係る支援の周知
- ②鳥取県医師会、鳥取産業保健総合支援センター等との産業保健協議会等の開催（4、10月）
- ③産業医に対する研修の実施
  - ・産業医研修会（鳥取県医師会主催）（7月、9月、11月）

32

アウトプット指標	2025年の実績
メンタルヘルス対策として、①実務担当者の選任、②管理者及び労働者への教育・情報提供のいずれも取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	回答のあった913事業場のうち <b>77.8%</b>
使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに70%以上とする。	使用する労働者数が50人未満であると回答した431事業場のうち <b>55.2%</b>
アウトカム指標	2024年の実績
自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。	21.1%（※）

※ 令和6年労働安全衛生調査の特別集計を基に厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課が作成

ストレスチェックをこれから導入する事業者の方へ

**ストレスチェックの導入には産保センターをご利用ください**

ストレスチェックの「取り組み方が分からない」とき

- ・ストレスチェックはどこに頼むの？（健康診断の委託先？専門機関？）
- ・事業者の方針表明や、業務責任者、担当者の設定はどうする？
- ・プライバシーの保護はどうする？
- ・安全衛生委員会における協議は？
- ・高ストレス者に対する医師の面接指導の実施体制はどうする？
- ・メンタルヘルスの相談体制の整備はどうする？
- ・ストレスチェック結果の集計分析・職場環境改善のやり方は？等

産保センターが提供する無料の**メンタルヘルス対策の個別訪問支援**が有効です

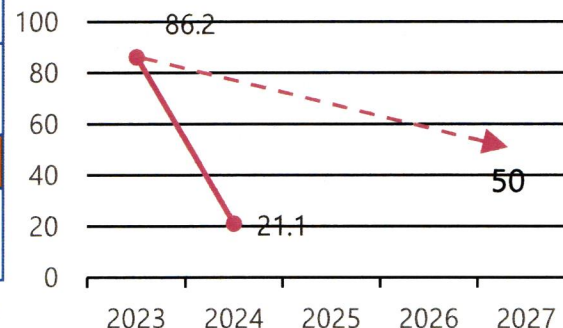
メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が貴事業場を訪問し、事業場の状況に応じたストレスチェックの導入について、具体的なアドバイスを行うほか、メンタルヘルス対策の構築をサポートさせていただきます。

申込先：鳥取産保センター 電話：0857-25-3431

お申込は、裏面の「メンタルヘルス対策支援申込書」をご利用ください。また、監督署からの利用勧奨があった場合は、その旨お伝えください。

厚生労働省 鳥取労働局・労働基準監督署

(%) ストレスがあるとする労働者の割合



### 今後の取組

改正労働安全衛生法（労働者数50名未満のストレスチェックの義務化※施行日は令和7年5月14日から3年以内）の施行を見据え、「ストレスチェックの導入には産保センターをご利用ください」「ストレスチェックを含めたメンタルヘルス対策に取り組みましょう」の周知啓発

# 重点項目ごとの取組状況

## 7 労働者の健康確保対策の推進（過重労働対策）

### 2025年度までの主な取組

#### ①労働基準監督署における監督指導（通年）

- 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく
  - ・長時間労働が疑われる事業場への監督指導の徹底
  - ・「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知及びこれに基づく指導
- 2024年4月から時間外労働の上限規制が適用された医師、建設業に従事する労働者、自動車運転者等について、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律及び関係法令における改正内容に基づく指導

#### ②労働基準監督署における事業場に対する個別指導の機会を通じた、鳥取産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの利用勧奨

33

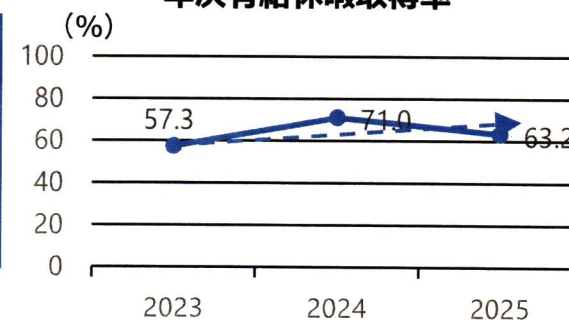
アウトプット指標	2025年の実績
年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。	<b>63.2%</b> (※1)
勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。	回答のあった913事業場のうち <b>38.3%</b>

※1 令和7年就労条件総合調査の特別集計を基に厚生労働省雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室が作成

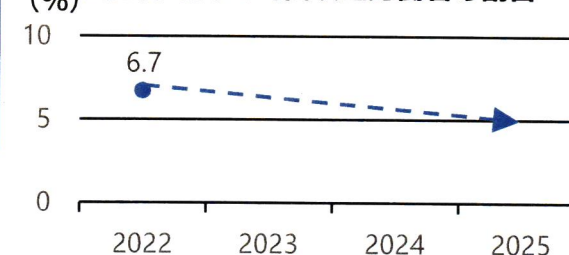
アウトカム指標	2022年の実績
週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。	<b>6.7%</b> (※2)

※2 令和4年就業構造基本調査（総務省）（5年ごとに1回実施）による「鳥取県内で年間200日以上就業する雇用者」という条件で抽出

年次有給休暇取得率



週労働時間40時間以上労働者のうち  
週労働時間60時間以上労働者の割合



# 重点項目ごとの取組状況

## 7 労働者の健康確保対策の推進（産業保健活動の推進）

### 2025年度までの主な取組

- ①労働基準監督署における事業場に対する個別指導の機会を通じた、鳥取産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの利用勧奨
- ②職場の健康診断実施強化月間の機会等を捉えた、健康診断及び事後措置の実施の徹底
- ③鳥取産業保健総合支援センター等ほか関係機関と連携したセミナー等の開催
  - i 各種セミナー（鳥取産業保健総合支援センターほか関係機関との連携）
    - ・転倒災害防止セミナー（11,12月）
    - ・化学物質管理に係るセミナー（2月）
    - ・改正労働安全衛生法等に係るセミナー（10、3月）等
  - ii 産業医研修会（鳥取県医師会主催）（7月、9月、11月）
  - iii 熱中症対策の強化に関する取組（鳥取産業保健総合支援センターと共催）
    - 熱中症予防対策セミナー（5月）
- ④鳥取県地域両立支援推進チーム等を通じた、治療と仕事の両立支援に関する取組の推進
  - i 「鳥取県地域両立支援推進チーム会議」の開催（8月）
  - ii 治療と仕事の両立支援の努力義務化、アンケート結果（令和6年度に労働者数10人以上の2,000事業場に対して実施）を踏まえたリーフレットの更新（3月）

34

### アウトプット指標

各事業場において相談窓口を含む必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

### 2025年の実績

回答のあった913事業場のうち  
**84.3%**

※本項目に係るアウトカム指標の設定なし

産業保健研修会

何が 変わる の？

参加費無料  
定員:50社

## 労働安全衛生法等の改正と 第14次労働災害防止計画

（誰もが事故なく明日を迎えるために）

**2025年10月16日（木）**

**14:00～15:30** オンライン開催

15:30～15:50 働き方改革に関する動画配信

---

**内容**

多様な人材が、安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境を整備するため、労働安全衛生法等が改正され、主に令和8年1月1日より、①個人事業者の安衛対策、②職場のメンタルヘルス対策、③化学物質による対策の取組整備、④機械による労働災害防止対策、⑤高齢労働者の労働災害防止対策等が強化され、順次施行されます。

当研修会では、労働安全衛生法等の改正のポイントを中心に、鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画の進捗状況や当該計画に定める重点的な取り組みについて説明します。

**講師**

鳥取労働局 労働基準部  
健康安全課長  
丹生 伸英 氏

QRコード、または鳥取産業保健総合支援センターホームページからお申し込みください。

主催/鳥取産業保健総合支援センター 共催:鳥取労働局

0857-25-3431

# 重点項目ごとの取組状況

## 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質による健康障害防止対策）

### 2025年度までの主な取組

- ①労働基準監督署における個別指導（通年）
  - ・化学物質関係の特別規則や新たな化学物質規制に基づく指導
- ②労働局HPの特設サイト等を活用した「化学物質管理強調月間」の周知（11～2月）（再掲）
- ③鳥取産業保健総合支援センターとの共催による化学物質管理に係るセミナーの実施（2月）
- ④化学物質の性状に関連の強い死傷災害が発生している業種（食料品製造業、建設業、産業廃棄物処理業、化学工業等）に対する自主点検の実施（12月）

アウトプット指標	2025年の実績
ラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ現状より20%以上増加とする。	化学物質の製造、販売等を行っている と回答した19事業場のうち <b>78.9%</b>
リスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに現状より20%以上増加とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに現状より20%以上増加とする。	リスクアセスメント実施義務の対象物質ではないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質を取り扱っていると回答した241事業場のうち リスクアセスメントを行っている事業場の割合 <b>85.6%</b> リスクアセスメントの結果に基づき必要な措置を実施している事業場の割合 <b>84.2%</b>
アウトカム指標	2025年（翌年1月末）までの実績
化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止推進計画期間中と比較して5%以上減少させる。	<b>目標 11人 : 8人</b>

## 令和7年度 化学物質管理強調月間セミナー

毎年2月は、化学物質管理強調月間です。危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、セミナーを開催します。

### 1 化学物質管理にかかる関係法令について

講師 鳥取労働局労働基準部健康安全課 労働衛生専門官 半田謙一氏

### 2 業種別・作業別の化学物質管理マニュアルの活用について

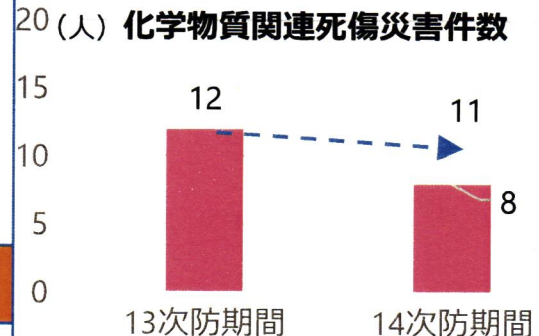
講師 日本労働安全衛生コンサルタント会鳥取支部 支部長 鳥取産業保健総合支援センター 労働衛生工学担当相談員 高野雅弘氏

化学物質については、近年の労働安全衛生法の改正により、危険性有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果によって、ばく露防止のために必要な措置を講じることになっています。  
令和8年4月からは約2,000物質が規制の対象となりますので、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が第三次産業を含めた幅広い業種に拡大されることとなります。  
化学物質関連の法令改正のポイントや食料品製造業、建設業、飲食店、ビルメンテナンス業における作業や塗装作業、接着関連作業等で使用する化学物質の管理について、講師より説明しますので、ぜひご参加ください。

日時：令和8年2月12日（木）14:00～16:30  
場所：WEB配信（Zoom使用）（WEB参加URLはセミナーの約3日前にお知らせいたします。）  
定員：100名（先着順 1事業場複数名受諾可）  
参加費：無料

お申込方法  
下記URL又は右記二次元コードにて申込ページにアクセスし、インターネット上で必要事項を入力の上お申し込みください。  
※申込URL: [https://www.tottori-johas.go.jp/?post\\_type=seminar&p=17590](https://www.tottori-johas.go.jp/?post_type=seminar&p=17590)  
※申込済みのお申込みをお願いします。ただし、メールアドレスを使用し、大型セミナー等で複数名参加の場合、申込ページの「備考欄」へ参加者名を入力をお願いします。  
※なお、申込多数の場合は、参加人数の調整又はご参加をお断りする場合がございます。

申込期限：令和8年2月4日（水）まで



# 重点項目ごとの取組状況

## 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進（熱中症健康障害防止対策）

### 2025年度までの主な取組

#### 【熱中症予防対策】

- ①改正労働安全衛生規則（熱中症対策の強化）、「職場における熱中症予防基本対策要綱」等に基づく個別指導、啓発等（再掲）
- ②「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（5～9月）を始めとした周知指導
  - ・鳥取産業保健総合支援センターとの共催による熱中症予防セミナーの実施（5月）
  - ・NHK鳥取放送局他報道機関による放映等（5、6月）
  - ・ケーブルテレビを活用した熱中症予防対策の周知（6～7月）
  - ・全国安全週間における建設現場等パトロールを通じた周知指導（7月）
  - ・鳥取県熱中症対策連絡会議を通じた関係機関との連携（4、6、11月）

36

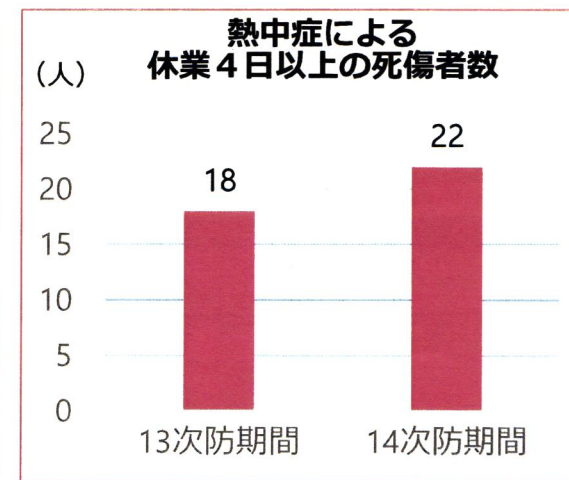


6月17日局長建設現場パトロール  
（安全対策、熱中症対策）

※騒音障害防止対策に係るアウトプット指標及びアウトカム指標の設定なし

アウトプット指標	2025年の実績
熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年（21.3%）と比較して2027年までに増加させる。	回答のあった913事業場のうち <b>41.0%</b>

アウトカム指標	2025年（翌年1月末）の実績
増加が見込まれる熱中症による死傷者数を第13次労働災害防止推進計画期間中より減少させる。	2018～2022年（13次期間）：18人 2023～2025年（14次期間）： <b>22人</b>



## 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質による健康障害防止対策）

⇒本省版第14次防が目指す2025年までの80%以上の割合は概ね達成となった。

今後においては、令和8年4月から約2,900物質が新たな化学物質規制の対象となり、対策を講ずべき事業場の範囲が拡大されることから、取り扱うリスクアセスメント対象物の把握、化学物質管理者の選任状況等に係る取組の自主点検を実施するなど、事業場ごとの具体的な化学物質管理活動を把握し、個別指導、集団指導等の対象にするなど、一層の取組の促進を図る。

## 8 化学物質等による健康障害防止対策の推進（熱中症健康障害防止対策）

37

⇒目標は未達成となったが、改正労働安全衛生規則（熱中症対策の強化）に基づく指導の徹底、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の周知啓発等により、熱中症による死傷者数の減少に取り組む。

熱中症による休業4日以上の死傷者数

